

鳥獣被害防止対策について

令和6年6月

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

鳥海 修平

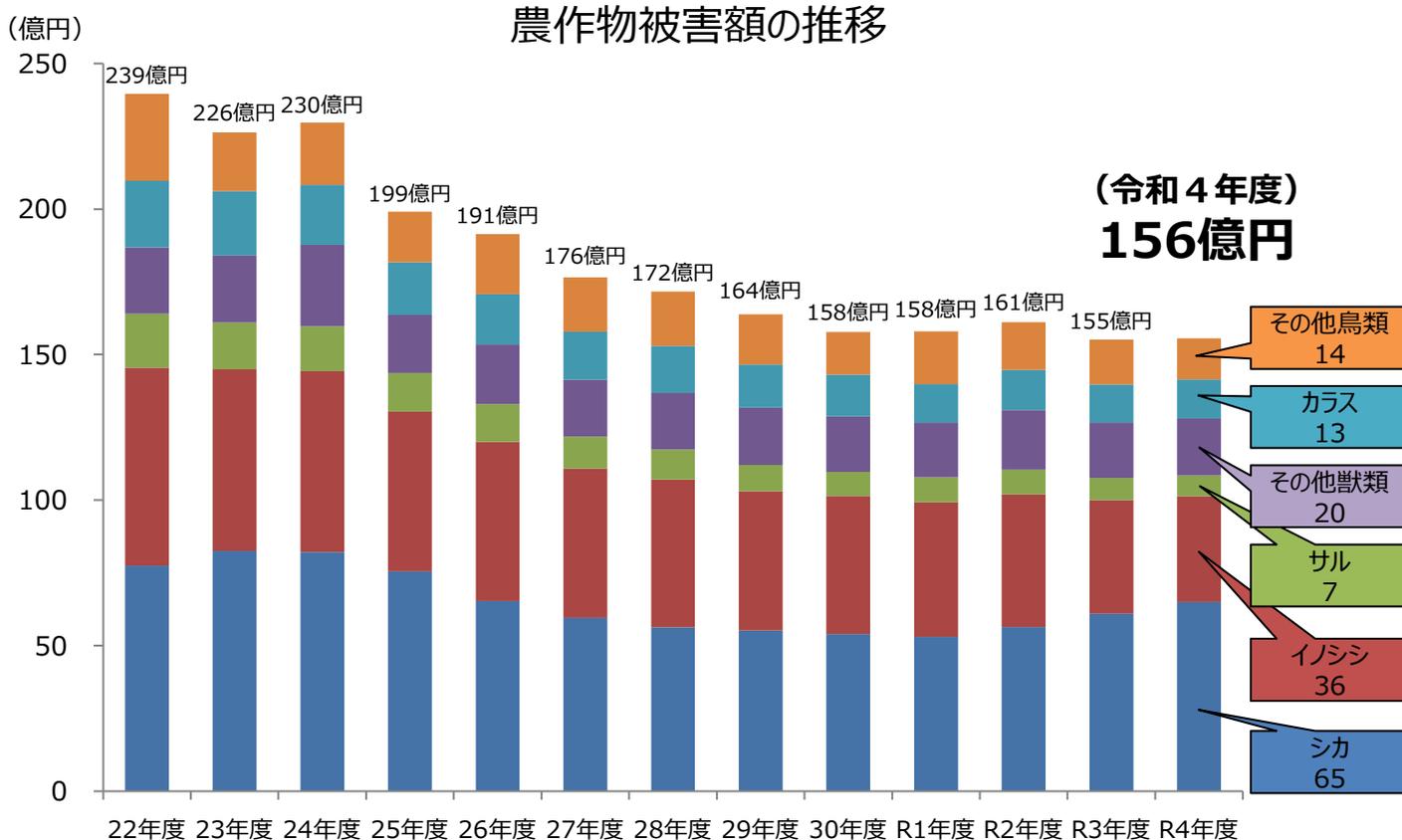
目次

- 1 鳥獣被害等の現状
- 2 鳥獣保護管理や被害対策に関する制度等
- 3 鳥獣被害防止対策
- 4 捕獲した鳥獣の食肉利活用
- 5 取組事例
- 6 野生イノシシにおける豚熱対策

1 鳥獣被害等の現状

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は156億円（令和4年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和4年度）で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響**を及ぼしている。



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

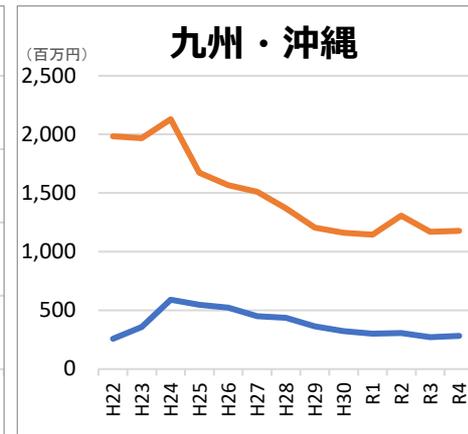
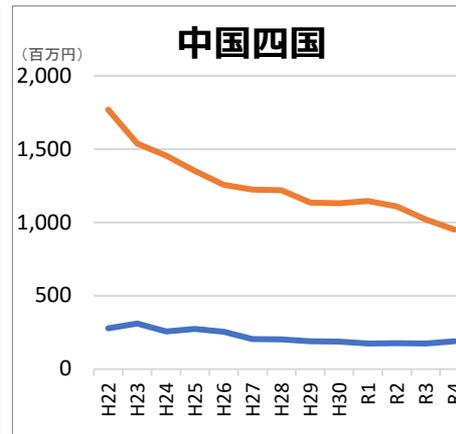
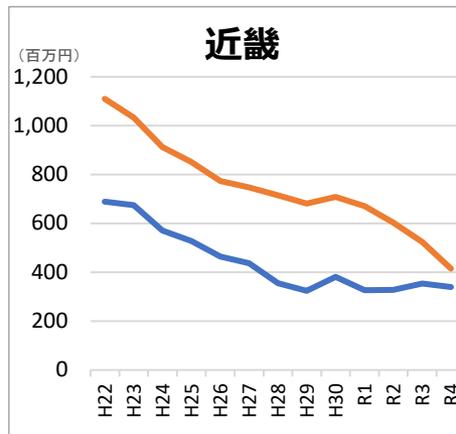
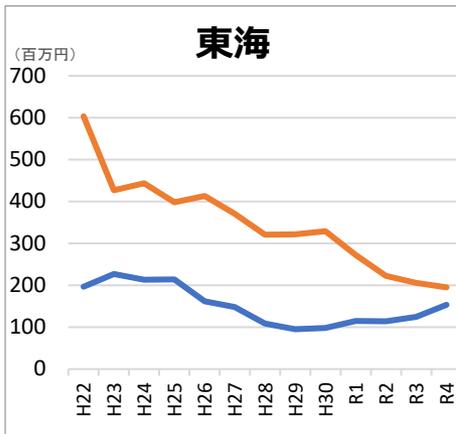
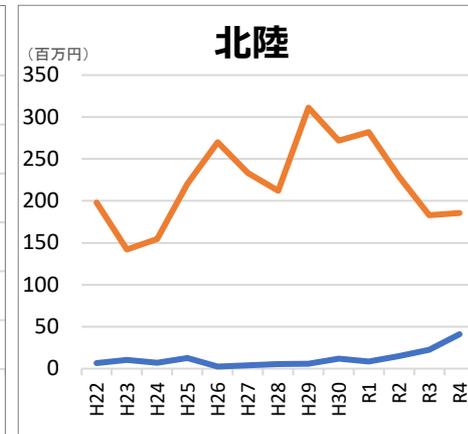
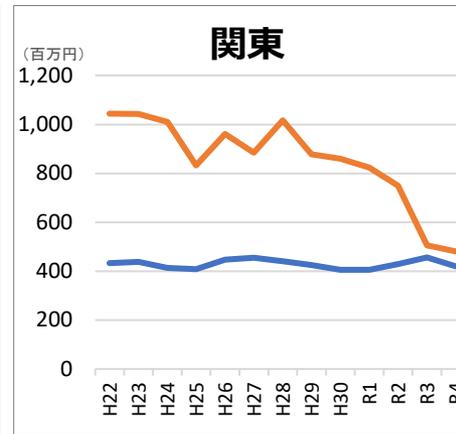
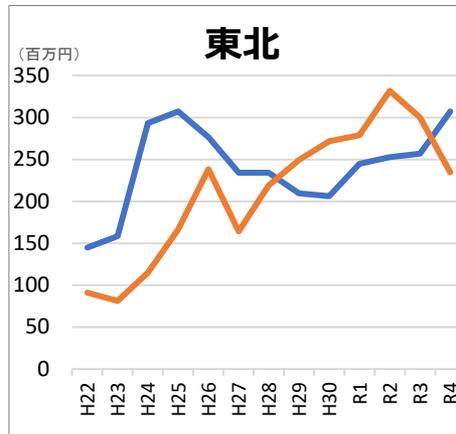
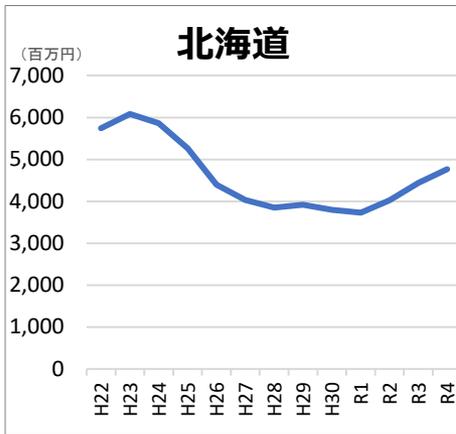
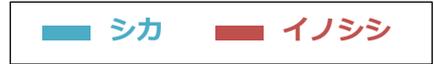
農作物被害



シカ・イノシシによる農作物被害の概要（ブロック別）

- 農作物被害額をブロック別で見ると、古くからシカやイノシシが生息していた**近畿、中国四国等**では、柵整備や捕獲等により**減少傾向**にある一方、**東北、北陸等**では**シカの生息域が広がり、被害額も増加**。
- **北海道**は、シカの捕獲数が足りず**生息数が増加**しており、令和元年以降**被害額が急増**。

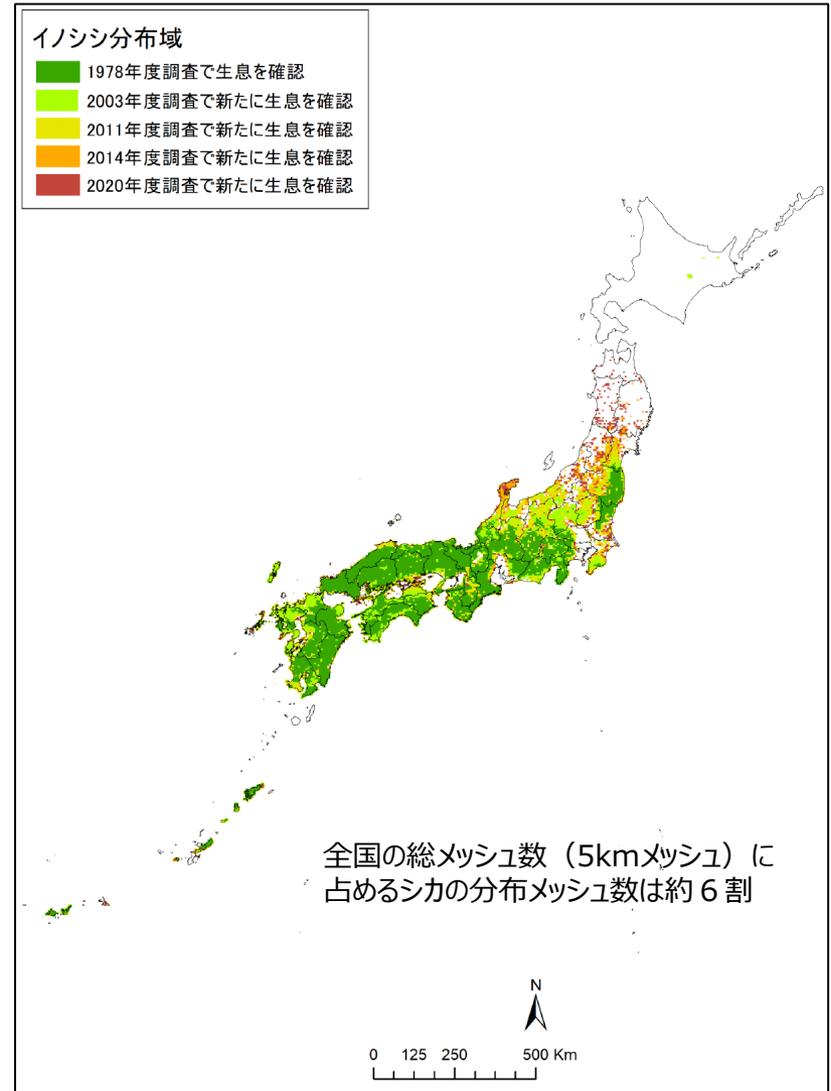
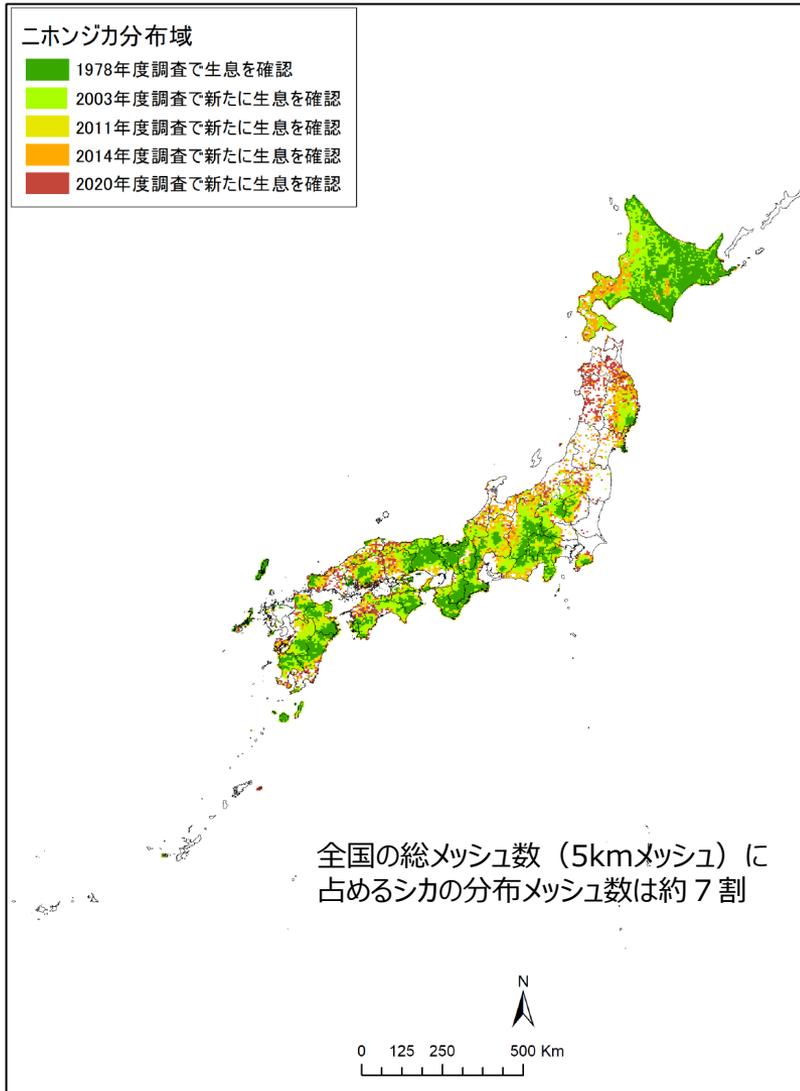
ブロック別の農作物被害額の推移（シカ、イノシシ）



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

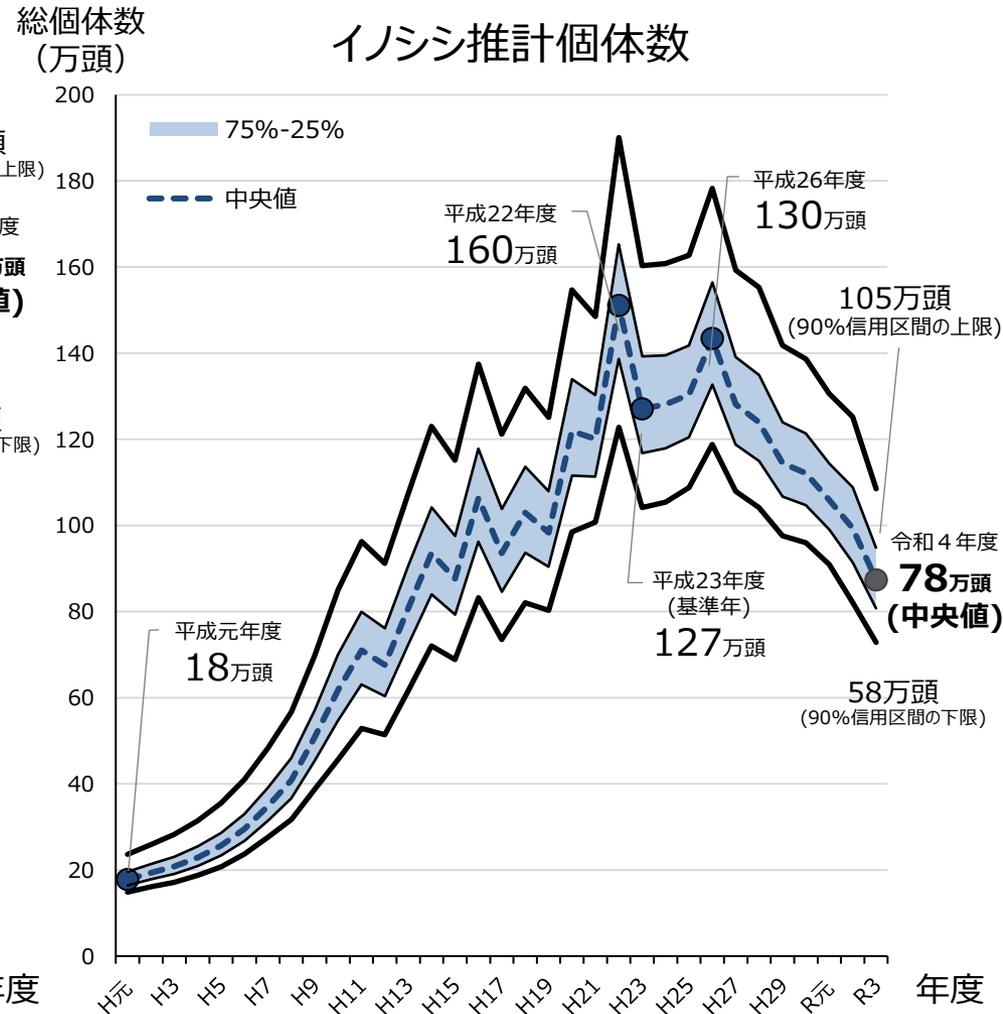
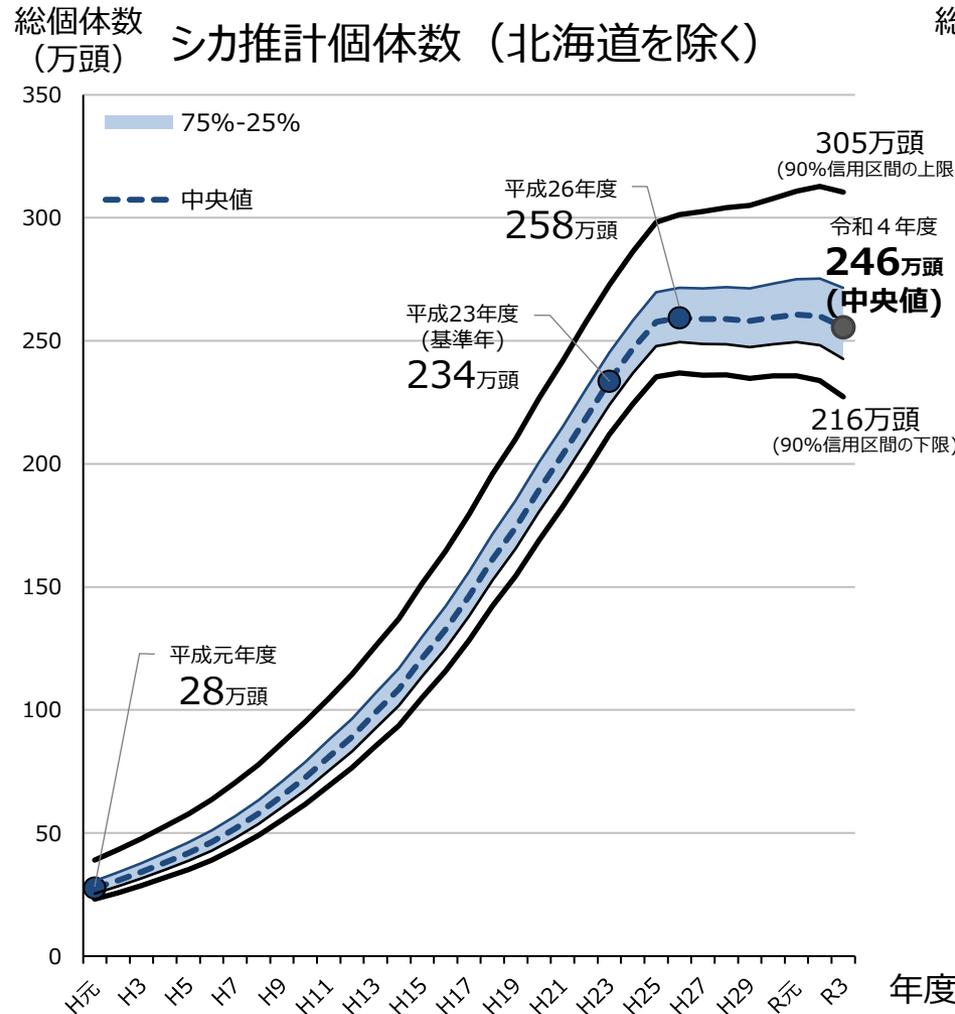
シカ及びイノシシの生息分布について

- 昭和53年度から平成30年度までの40年間で、シカの分布域は約2.7倍に拡大
イノシシの分布域は約1.9倍に拡大



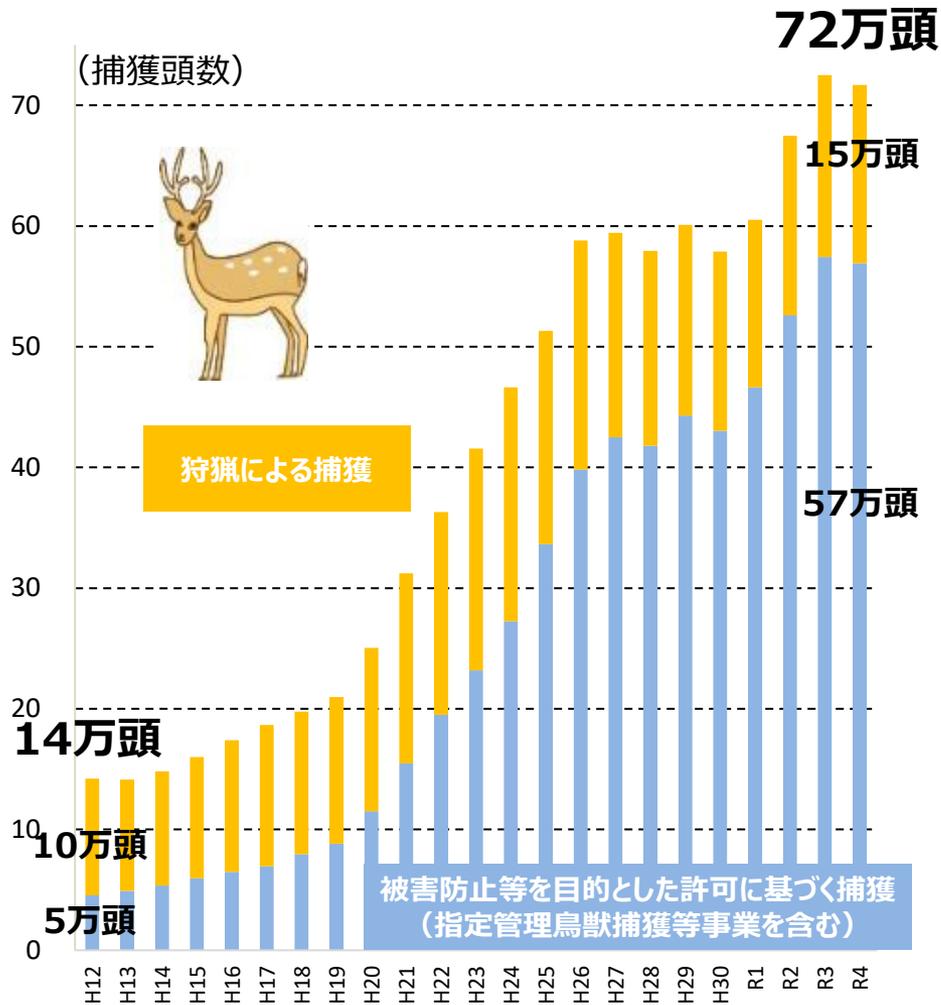
シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは平成元年度～令和4年度で約9倍（中央値）に増加。平成26年度以降はほぼ横ばいで推移。
- イノシシは平成元年度～令和4年度で約4倍（中央値）に増加。平成26年度以降は大幅な減少傾向。

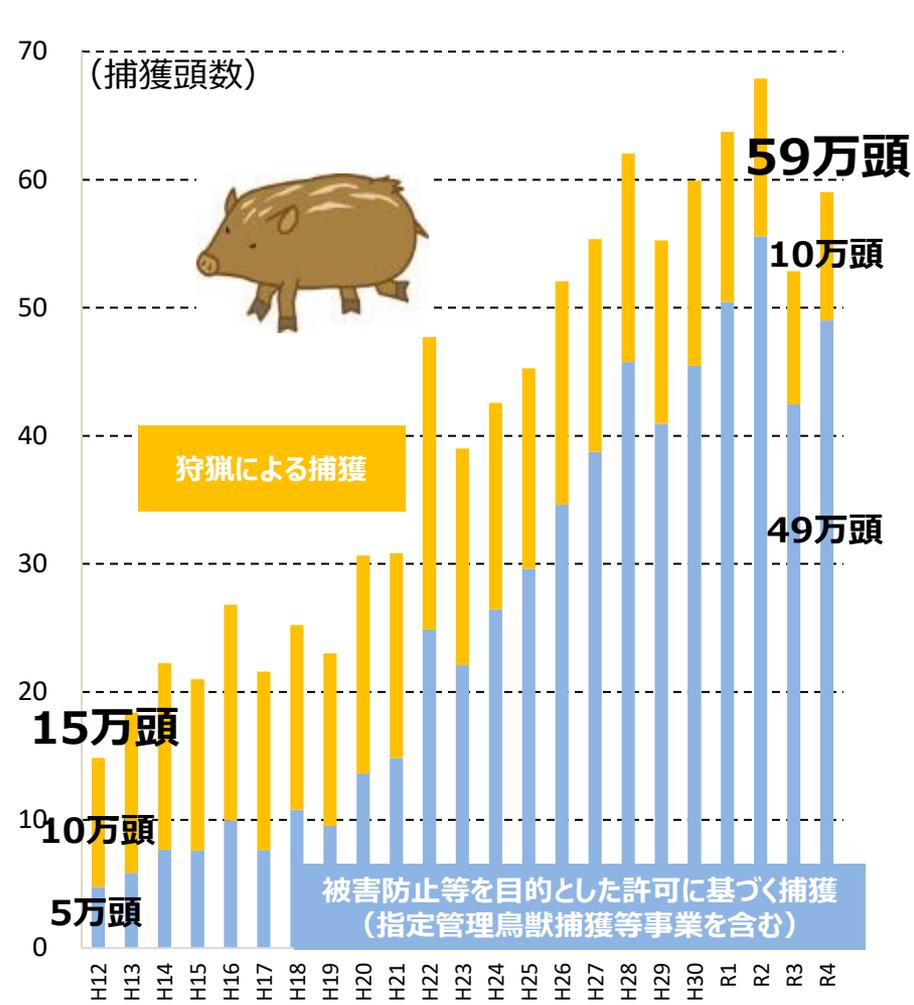


シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○ シカの捕獲頭数推移



○ イノシシの捕獲頭数推移

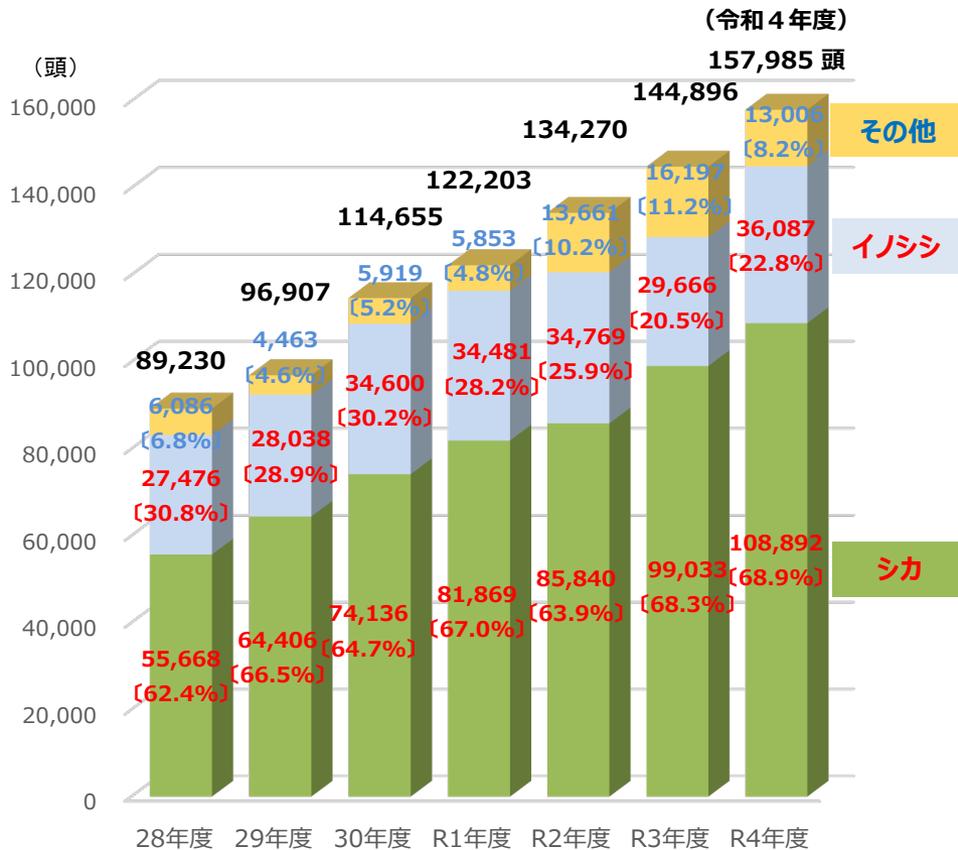


【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成
 ※令和元(2019)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和2(2020)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」の数値

捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態

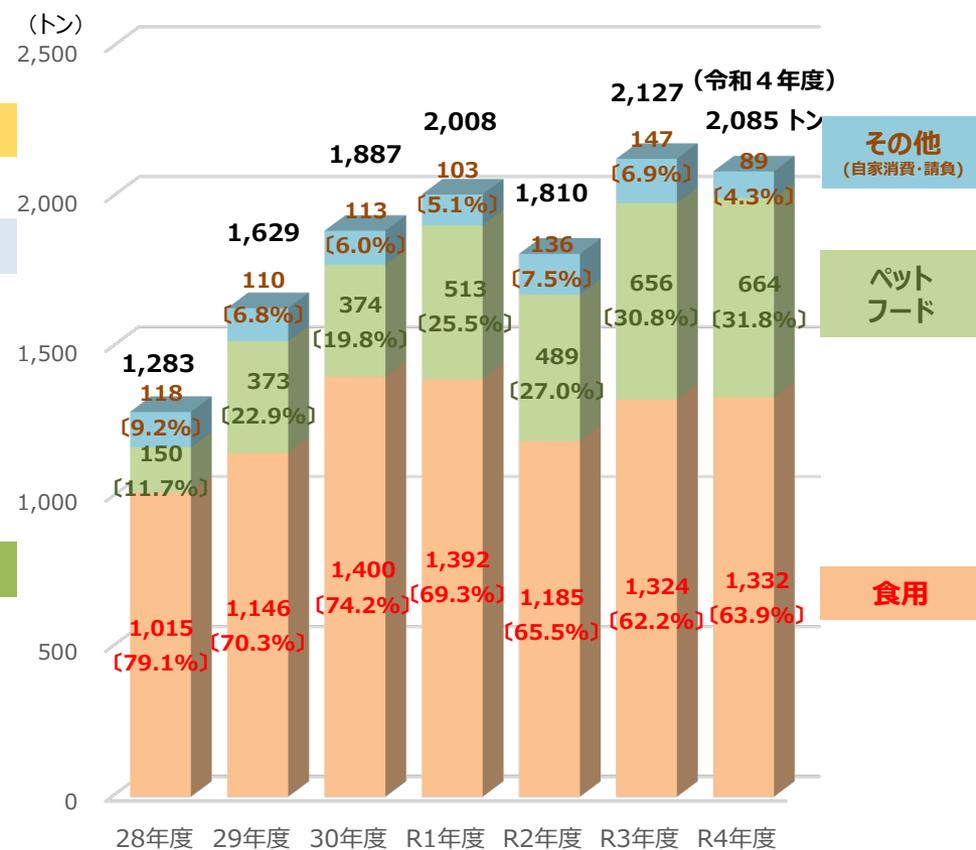
- 令和4年度に、全国の750処理加工施設において処理されたジビエ利用量は2,085トンであり、平成28年度と比べて1.6倍に増加。

1. ジビエ利用頭数の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

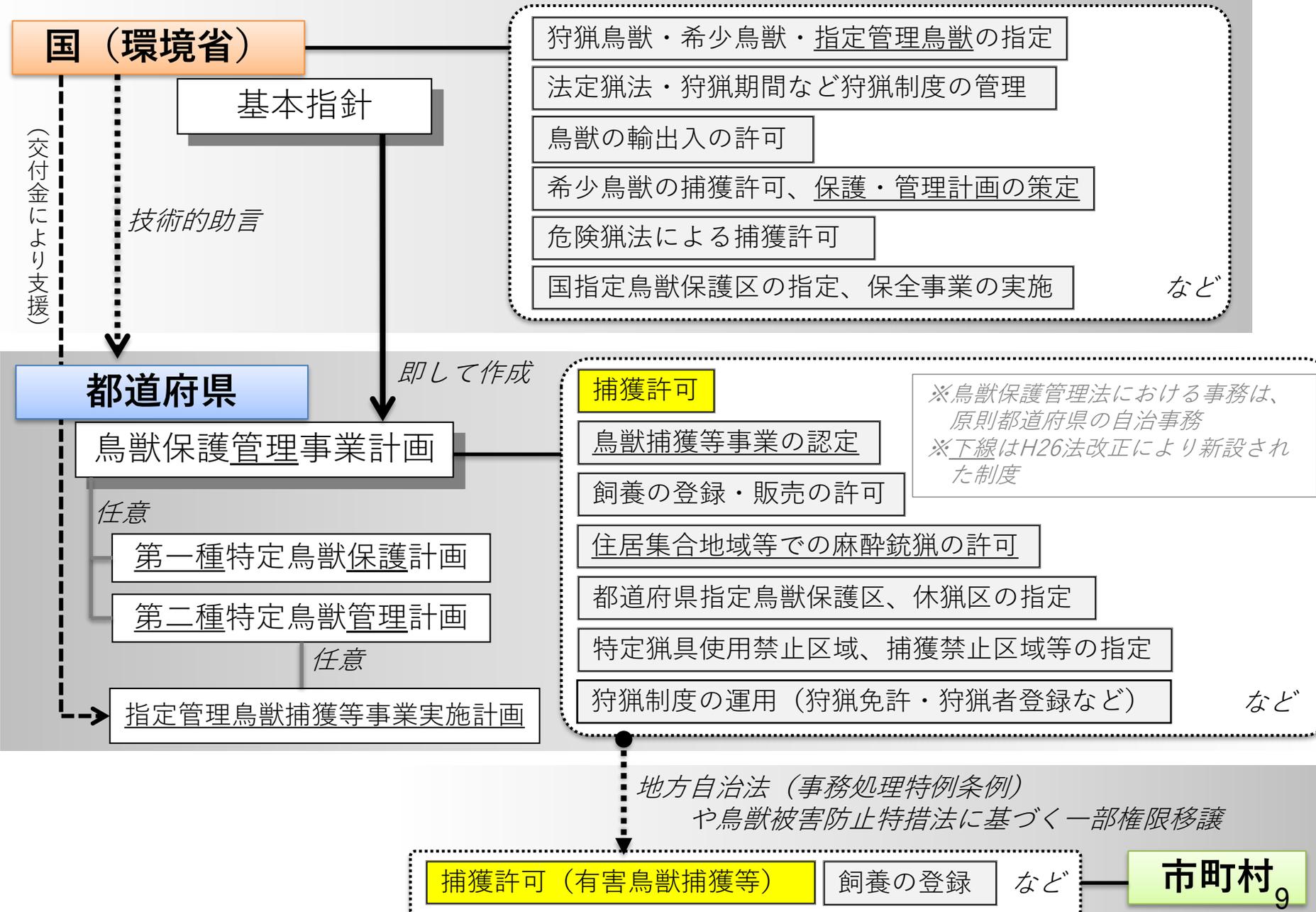
2. ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

2 鳥獣保護管理や被害対策 に関する制度等

鳥獣保護管理法の施策体系



国 (環境省)

基本指針

技術的助言

(交付金により支援)

狩猟鳥獣・希少鳥獣・指定管理鳥獣の指定

法定猟法・狩猟期間など狩猟制度の管理

鳥獣の輸出入の許可

希少鳥獣の捕獲許可、保護・管理計画の策定

危険猟法による捕獲許可

国指定鳥獣保護区の指定、保全事業の実施

など

都道府県

即して作成

鳥獣保護管理事業計画

任意

第一種特定鳥獣保護計画

第二種特定鳥獣管理計画

任意

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

捕獲許可

鳥獣捕獲等事業の認定

飼養の登録・販売の許可

住居集合地域等での麻酔銃猟の許可

都道府県指定鳥獣保護区、休猟区の指定

特定猟具使用禁止区域、捕獲禁止区域等の指定

狩猟制度の運用 (狩猟免許・狩猟者登録など)

など

※鳥獣保護管理法における事務は、原則都道府県の自治事務
 ※下線はH26法改正により新設された制度

地方自治法 (事務処理特例条例)

や鳥獣被害防止特措法に基づく一部権限移譲

捕獲許可 (有害鳥獣捕獲等)

飼養の登録

など

市町村₉

各計画の策定状況

令和4年11月4日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3~5年計画))	ニホンジカ	45都道府県
	イノシシ	45府県
	ニホンザル	28府県
	ツキノワグマ	20道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	7県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(令和4年度) (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	39都道府県、1協議会
	イノシシ	23県、1協議会

注:ツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画を2県で策定済み

鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ) <small>↑ 令和6年4月クマ類が追加</small>
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成

H19
(制定)

○現場に最も近い行政機関である**市町村**が、**策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援**すること等【主な支援措置】

- ・財政支援：**特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）**、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。
- ・権限委譲：市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。
- ・人材確保：**鳥獣被害対策実施隊を設置**することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

H24
(改正)

○一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』、②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成26年12月3日までの間』、**銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除**する規定を追加。

○国及び都道府県が対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成28年12月3日までの間』に2年間延長。

H28
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成33年12月3日までの間』に5年間延長。

○鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。

○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『**令和9年4月15日までの間**』に5年間延長。

○**都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置及び同措置に要する国による費用の補助に係る規定を追加**。

○**国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加**。

○**被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加**。

○捕獲した鳥獣の用途に**ペットフード、皮革を追加**、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【鳥獣被害対策実施隊の活動内容等】

○ 活動内容：捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

<活動例>



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

○ 隊員構成：

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

○ 実施隊設置の必要な市町村の手続き：

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

○ 実施隊員へのメリット措置：

主として捕獲に従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

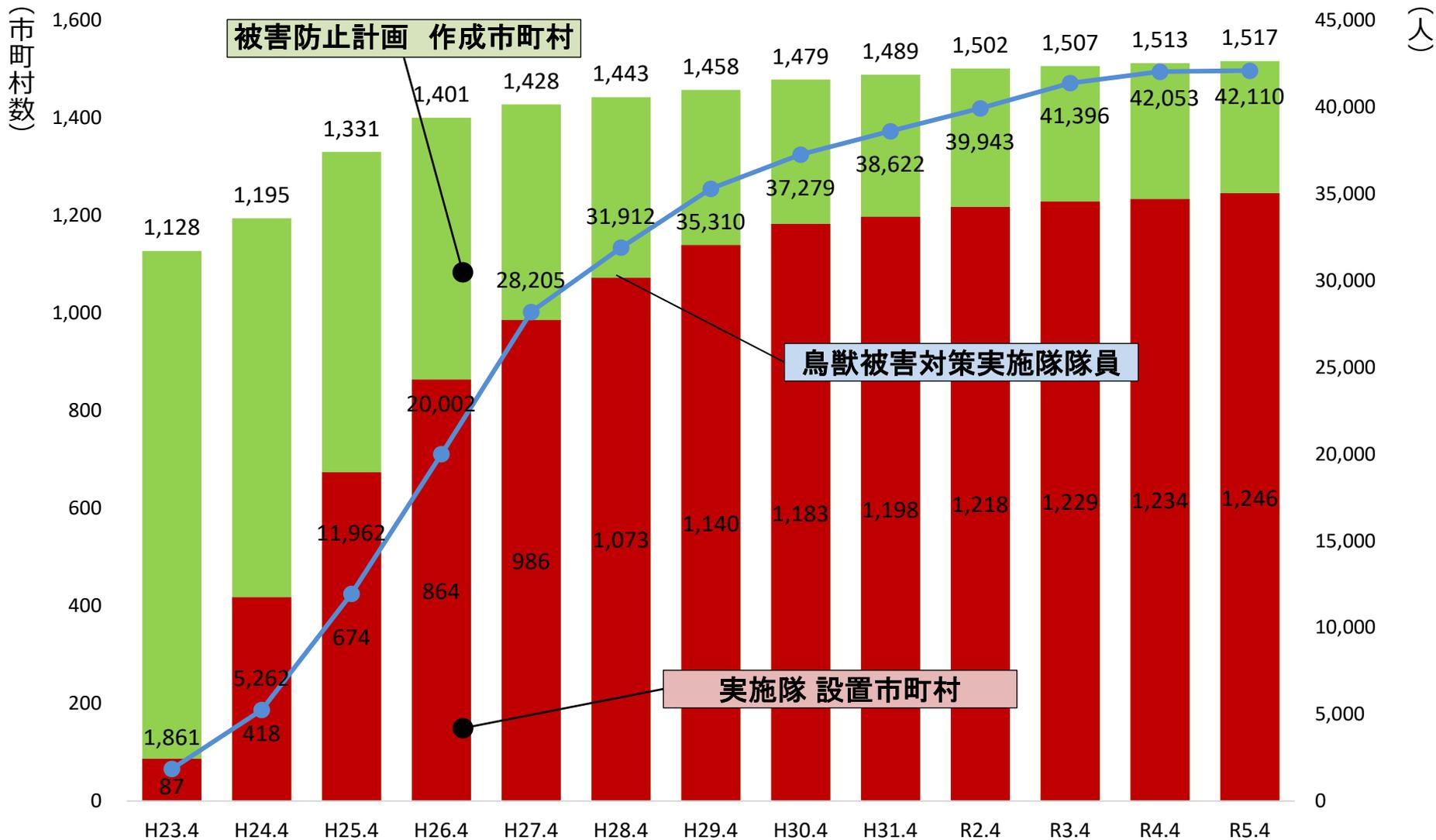


継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減免
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じく対象になり得る。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数等の推移



※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

(注 1) 被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

(注 2) 都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

(注 3) 都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算額 10,009 (9,713) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 5,000百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。
 また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や**国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加 (42,110人 [令和5年度] → 43,800人 [令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900 (9,603) 百万円

- 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支援**します。
- シカ特別対策**【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入 | 刈り払い等による生息環境管理 | 捕獲活動経費の支援 | 処理加工施設等の整備 | 処理加工施設等における人材育成

【捕獲等の強化】

① **シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】

都道府県 ↔ 協議会

② **効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化【令和5年度補正予算含む】

【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

① **広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施

② **ジビエの情報発信強化**【令和5年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化【令和5年度補正予算含む】

2. シカ等による森林被害緊急対策事業

109 (109) 百万円

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全のためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

<事業の流れ> ※国有林においては、直轄で実施



(1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

【林業関係者の参画促進】



【広域捕獲への支援】



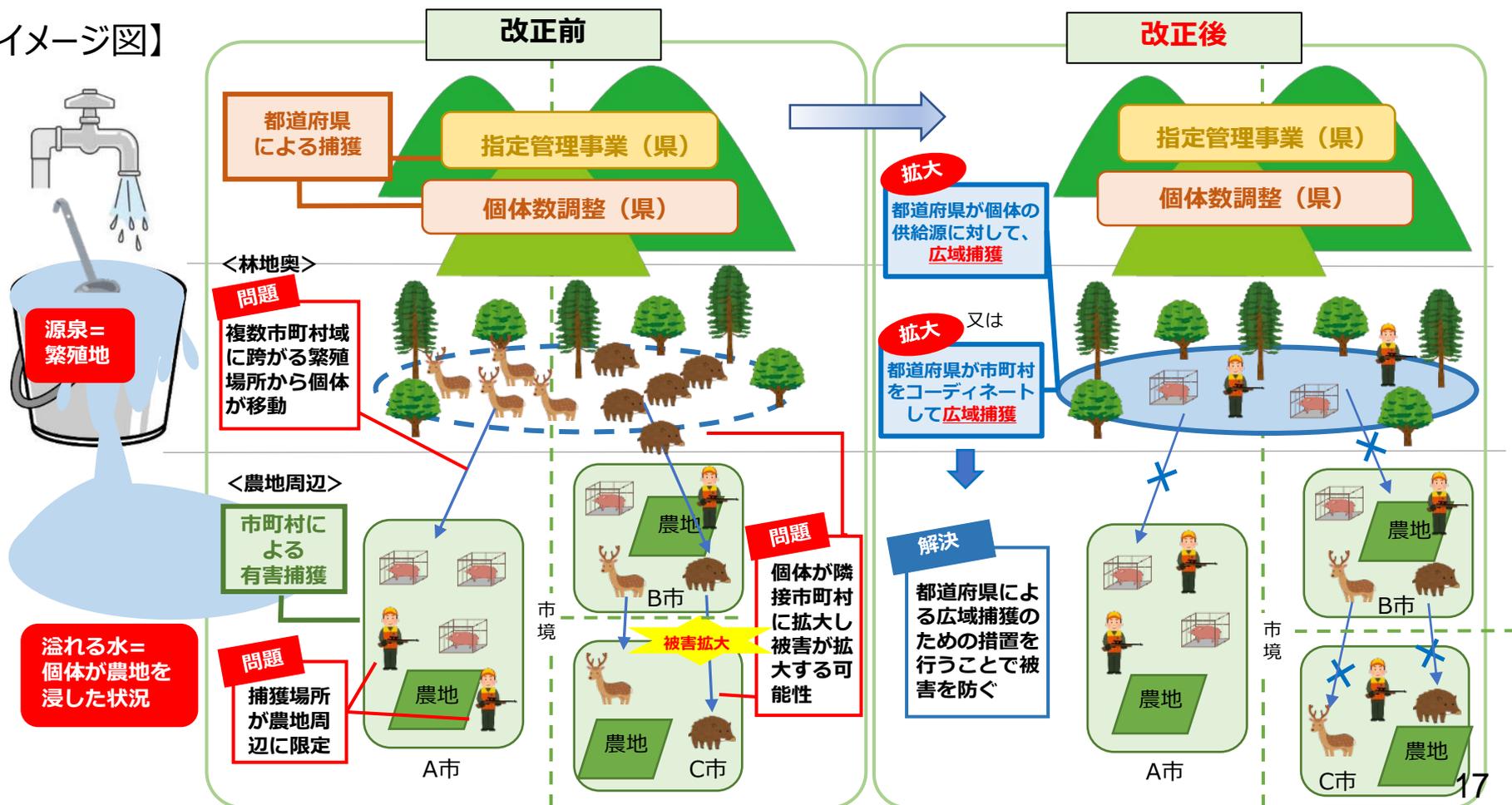
【国土保全のための捕獲】



複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化

- シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる新たな被害を防ぐ捕獲、②県や市町村を跨ぐ林の中での繁殖場所での捕獲等、広域的な捕獲が重要。
- このため、都道府県が、複数の市町村界をまたぐような被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行えるよう、都道府県が講ずる措置の範囲を拡大。
- また、この広域的な捕獲について、国は都道府県が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、必要な財政上の措置を行う。

【イメージ図】



3 鳥獣被害防止対策

鳥獣被害対策の3本柱

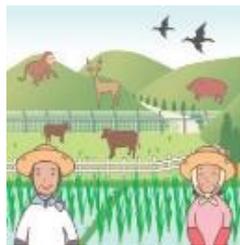
- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

【第1の柱】 個体群管理
鳥獣の捕獲



鳥獣対策の鉄則！ 3つの柱

【第2の柱】 侵入防止対策
侵入防止柵の設置、追払い



侵入防止柵の設置



追払い

【第3の柱】 生息環境管理
刈払いによる餌場・隠れ場の管理
(緩衝帯の整備)、放任果樹の伐採



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

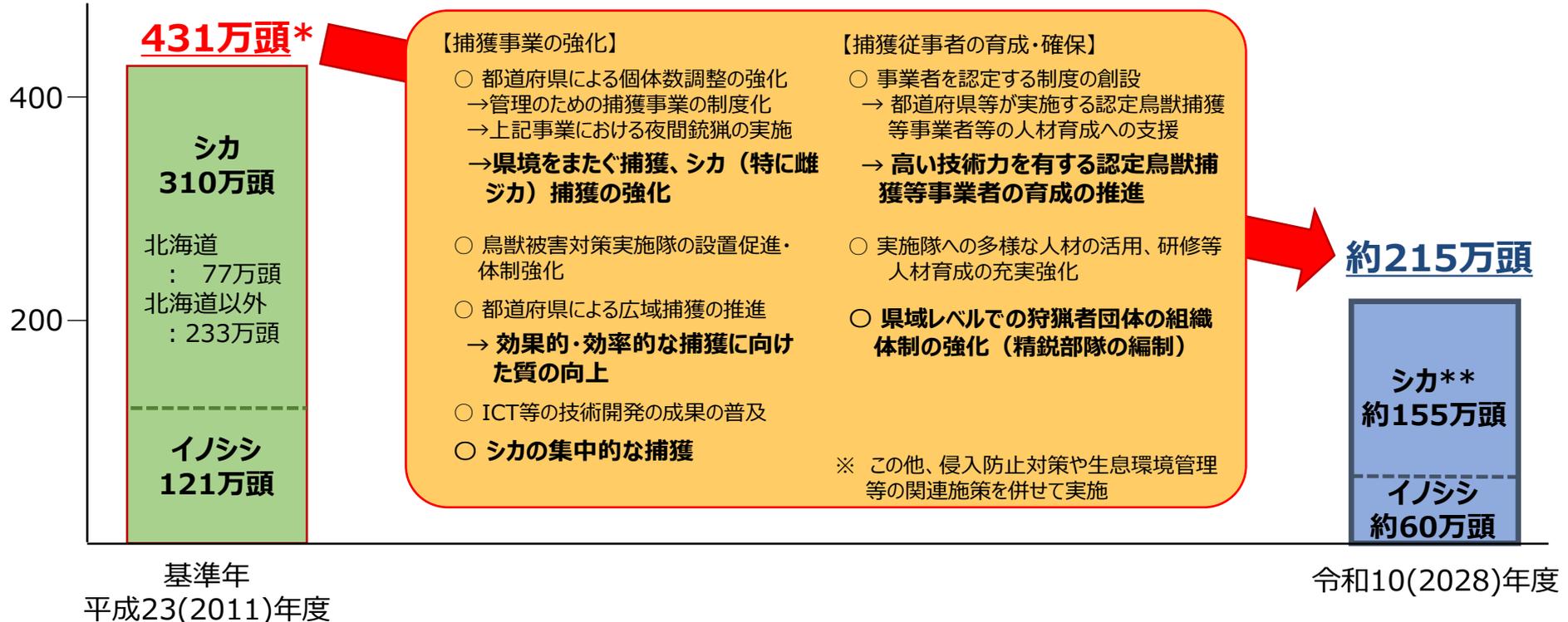
- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、
 - ① **シカ**は、**令和10年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減**を目指す。
 - ② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

シカ・イノシシ
個体数（万頭）



*環境省における令和4年度の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた20

シカの更なる捕獲強化対策について

- 令和5年度補正予算において、**シカ特別対策事業**を措置。**都道府県と市町村が連携**して実施する本事業を強力に推進することで、**シカの集中的な捕獲を行う**。
- 3省庁（農水省、林野庁、環境省）が連携し、**既存事業とも組み合わせながら、シカの逃げ場をなくし、効果的にシカの生息頭数を大きく減少**させていく。

シカ特別対策事業（R5補正）

（1）概要

シカ被害が拡大している又は被害の拡大が予測される地域において、**都道府県が主導し市町村と連携**して行う、**早急にシカの生息頭数を大きく減少させる総合的な取組**を支援。

（2）支援内容

自由度の高い仕組みとしており、以下の取組の支援が可能。

- ①実施体制の整備 ②生息状況調査等
- ③**シカの集中捕獲**（頭数払いの柔軟な設定も可）
- ④捕獲個体の処理 ⑤人材育成活動
- ⑥大規模捕獲実証 ※ ①～③は必須

【実施内容の例】



メスジカの選択捕獲



捕獲困難な地点での捕獲



新たな処理方法の実証



シャープシューティング



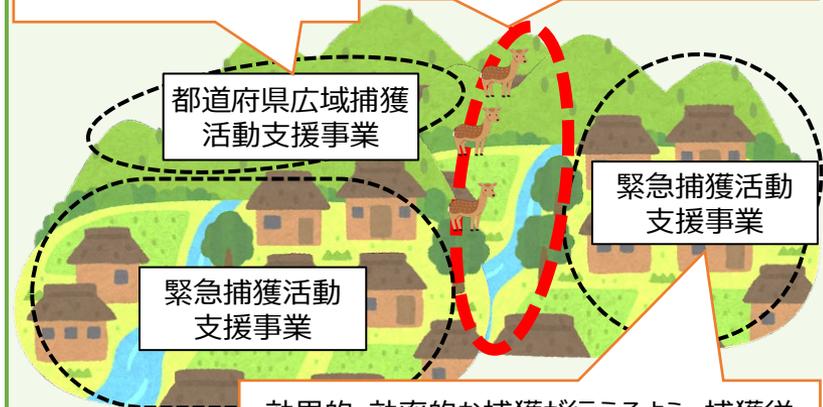
大型囲いわなの実証

等

今後の展開

これまでの実施状況を検証し、改善の可否を検討

『シカ特別対策事業』
これまで手の届かなかったエリアで従来実施できなかった手法も活用し、シカを集中的に捕獲



効果的・効率的な捕獲が行えるよう、捕獲従事者の育成や、ICT機器の活用等を促進

- ・シカ特別対策事業を強力に推進し、**シカの集中的な捕獲**を実施。
- ・**既存事業**についても必要な改善等を図りつつ、**3省庁（農水省、林野庁、環境省）が連携**しながら捕獲を推進し、**シカの逃げ場をなくして、生息頭数を減ら**していく。

捕獲人材育成の充実強化に向けた取組

捕獲人材の現状

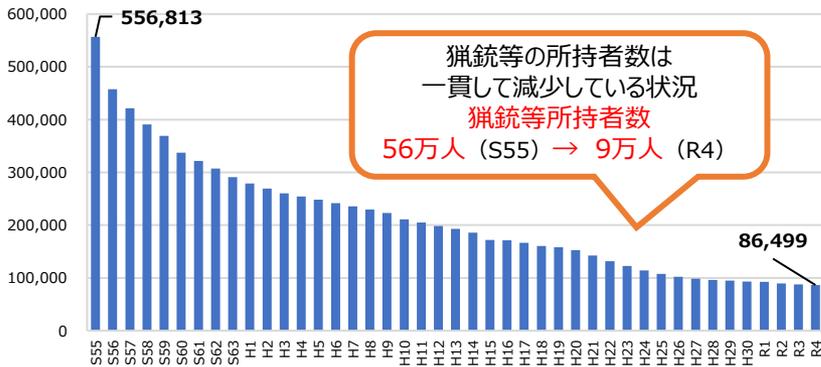
- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 広域捕獲等の計画策定を含めた高度な捕獲を行うことができる人材も不足。

都道府県・市町村による体系的な研修等の対策

- **被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲等を行う都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施することが必要。**

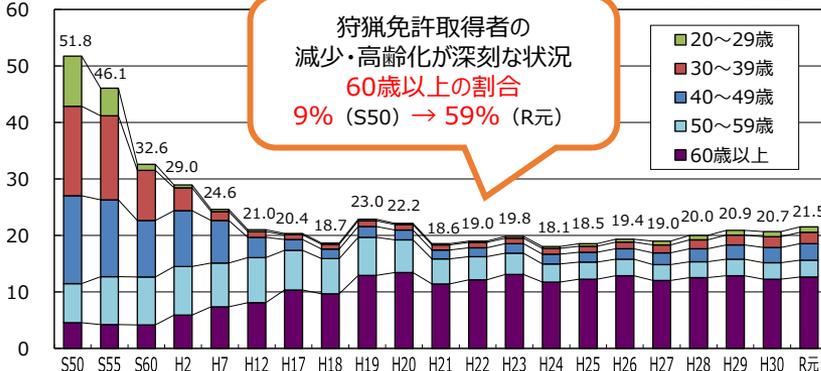
全国における猟銃等所持者数の推移 (S55~R4)

【出典】大日本猟友会

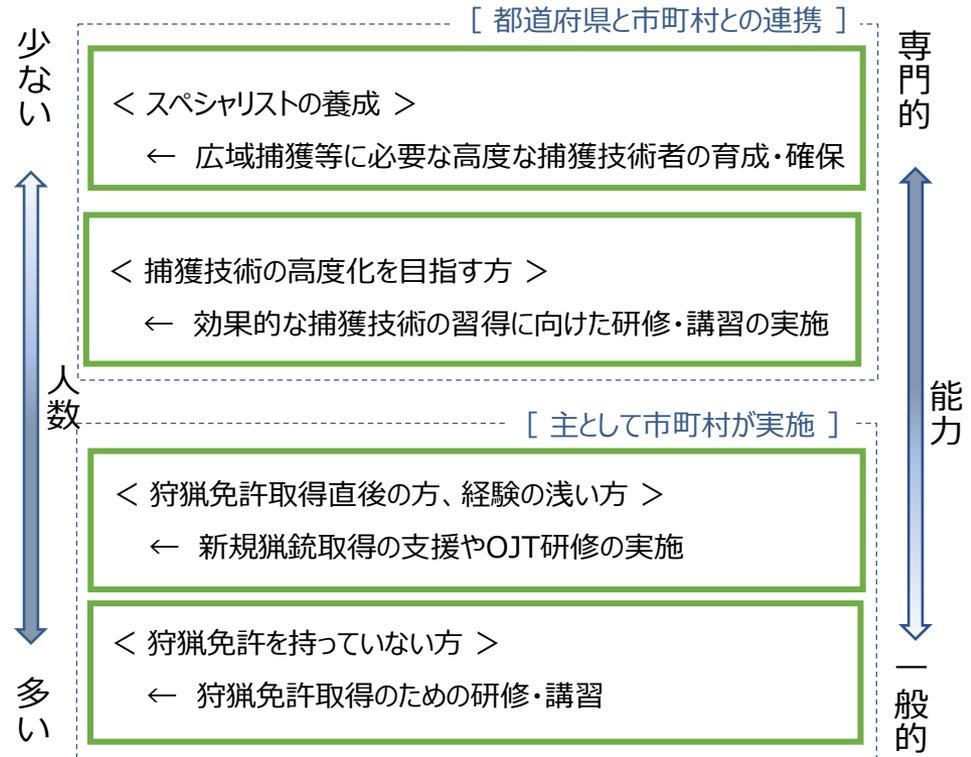


全国における狩猟免許所持者数の推移 (年齢別、S50~R元)

【出典】環境省



【研修体系のイメージ】



地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！

農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に係る人材の確保するため、狩猟免許取得時、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術の習得及び高度な捕獲技術者の育成などの様々な研修・講習などの受講費用等について支援します。

＜スペシャリスト養成への支援＞

高度な捕獲技術者の
育成に係る支援

補助率 定額

【限度額】300万円/都道府県※1

※1 都道府県広域捕獲活動支援事業により支援

＜捕獲技術を磨きたい方への支援＞

効果的な捕獲技術の習得など
研修・講習受講費用の支援

補助率 定額

【限度額】

○50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

○2,300万円/都道府県※2

※2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業により支援

＜経験の浅い方への支援＞

・OJT研修に係る支援

補助率 定額

200万円/市町村（20万円/月）以内

・新規猟銃取得の支援

補助率 1 / 2 以内

【上限単価】

10万円/人※1、50万円市町村※2

※1 49歳以下、※2 銃猟免許所持の実施隊員が4名以下

＜狩猟免許の取得を目指す方への支援＞

狩猟免許取得時の研修・講習の受講費用を支援

補助率 定額

【限度額】50～300万円/市町村※1

※1 鳥獣被害対策実施隊の狩猟免許保有者数に応じた支援

ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい!

効果的・効率的な捕獲活動に繋げることを目的とした、新技術（ICT機器等）の実証・活用を支援します。ICT機器等の導入により加害個体の生息状況や被害発生箇所に関するデータが蓄積され、客観的な対策の効果の点検・評価ができ、取組内容の改善に役立ちます。

(1) 支援内容

ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく、①新技術の実証、②新技術の導入が実施できます。

(2) 補助率

- ① 定額（ただし、100万円以内/市町村（広域連携型※の場合は、110万円以内/市町村））
- ② 定額（ただし、実施隊が行う被害防止活動推進の限度額に200万円以内の加算/市町村）

< ICT等個別導入事例 >

【生息・被害状況の確認】

生息・被害状況調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握



センサーカメラ

画像による鳥獣の確認



↓
各地域の個別の被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能

【わなによる捕獲活動】

監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象を選択後に捕獲を実施



捕獲者へ通知

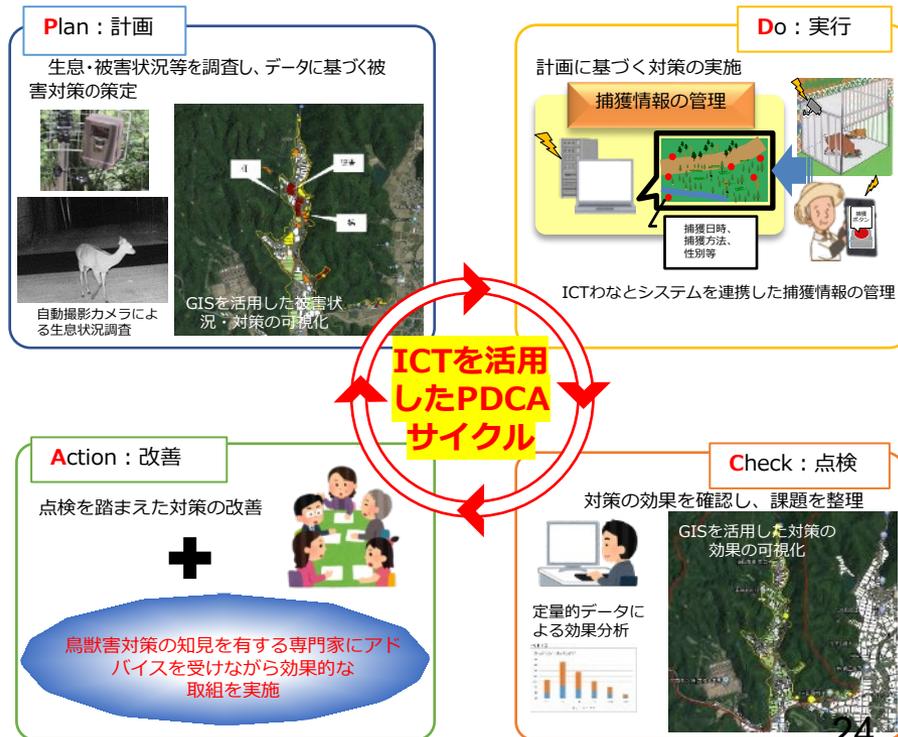
わなの状況を監視



↓
わなの見回り回数の低減や錯誤捕獲の防止により、効率的な捕獲活動が可能

注) スマートフォンやタブレット端末等の汎用機器の導入は支援対象外です。
※隣接する複数の市町村が共同で被害対策を実施する場合

< ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ >

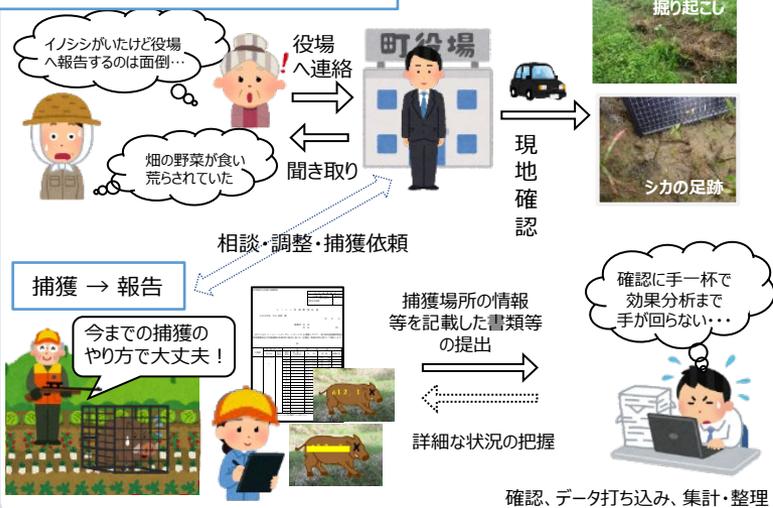


鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組

鳥獣被害対策現場の現状

○アナログの場合、被害状況の把握等には大きな労力が必要

生息・被害情報の把握（現地確認）



ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

- センサーカメラ等で生息域や対象獣種を正確に調査
- 捕獲に効果的な場所へのわなの設置 → わなセンサー等で適時の情報入手
- 捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告



【ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ】

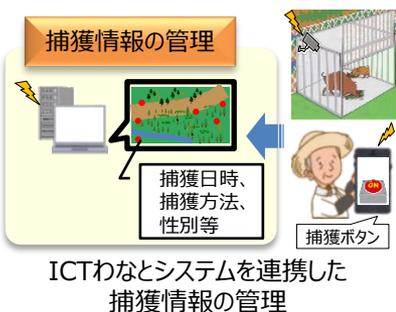
Plan : 計画

生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do : 実行

計画に基づく対策の実施



Check : 点検

対策の効果を確認し、課題を整理



Action : 改善

点検・分析を踏まえた対策の改善

鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施



鳥獣被害防止総合対策交付金の主な内容

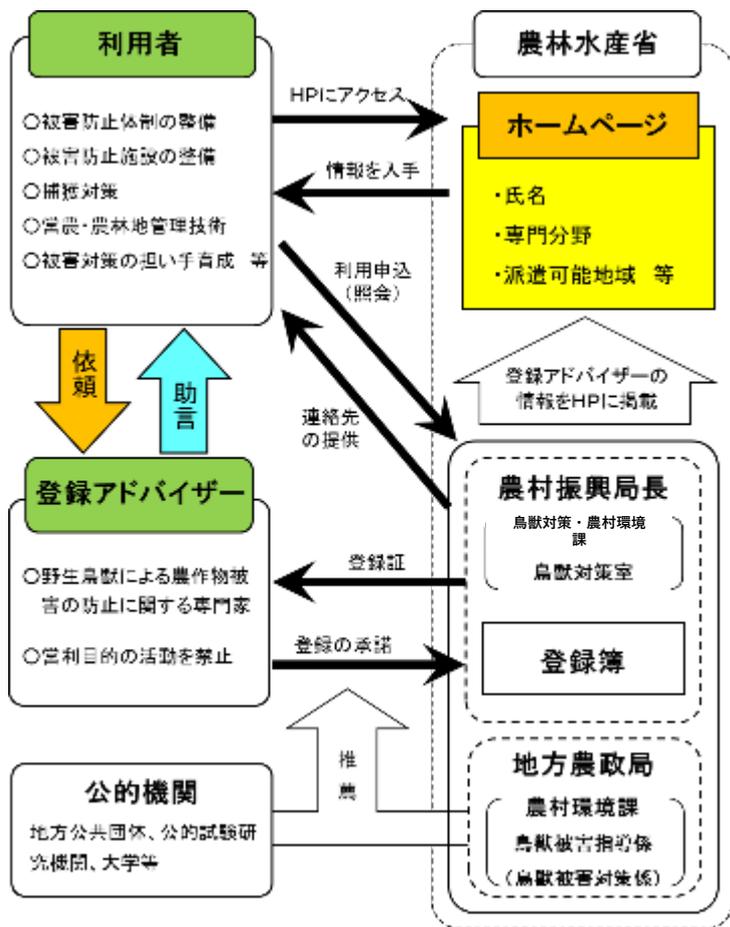
支援内容	主な新規・拡充事項（令和5年度補正予算・令和6年度当初予算）
地域で問題となっている鳥獣の捕獲を進めたい！ ・捕獲活動経費、捕獲機材の導入、研修、猟銃取得	-
多様なプレイヤーの参加の促進による被害対策の体制構築 ・実施隊の活動経費	-
地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！ ・捕獲人材の育成研修	-
地域で捕獲サポート体制を構築し鳥獣の捕獲を進めたい！ ・捕獲サポート隊の活動経費	-
ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！ ・ICT等新技術の実証、導入の支援	-
鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！ ・侵入防止柵の新規整備	・グレーチングの単価設定を追加（R5補正） 【補助率】直営施工：定額（上限：17.7万円/m ² ） 請負施工：1/2以内
既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！ ・侵入防止柵の再編整備	・侵入防止柵の再編整備上限単価の見直し（R5補正） 例：イノシシ用ワイヤーメッシュ柵の移設（直営施工）の場合 192円/m ² →635円/m ² 等 ・広域柵の再編整備計画策定支援を新設（R6当初） 【補助率】定額（上限：協議会100万円）
侵入防止柵の地際を補強したい！ ・侵入防止柵の地際補強	-
侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？	-
農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！ ・緩衝帯等の整備 ・サル、クマ、鳥類複合対策	-
生息頭数が増えているシカを集中的に捕獲したい！ ・シカ特別対策（新設）	・早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を新設（R5補正） 【補助率】定額（上限：都道府県3,000万円、協議会300万円）
鳥獣被害防止関連の施設整備を進めたい！ ・食肉利用当施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備	-
捕獲した個体の利用・処分を進めたい！ ・ジビエカーのリース、処分経費	・ジビエカー及びコンテナ等を活用した簡易な施設の上限単価撤廃（R6当初） 【補助率】1/2以内（上限：24.8万円/m ² →上限なし） ・生体搬入用檻の補助対象化（R6当初） 【補助率】定額
ジビエを地域資源として活用したい！ ・国産ジビエ認証、販路拡大、OJT研修等	【補助率】定額

鳥獣被害対策の技術的支援

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、地域における被害防止計画の作成及びその実施に際して助言等を行う「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を紹介。（地方公共団体、国立研究開発法人、大学、民間団体等）
- また、被害防止対策を効果的に進めるためのマニュアルの作成、技術指導者等を育成する研修等を開催するほか、農林水産省ホームページでも、優良活動事例などの各種情報を紹介。

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

登録者数：252名（令和5年4月現在）



○ 野生鳥獣被害防止マニュアル等



野生鳥獣による被害防止マニュアル等

鳥獣対策に関するマニュアルや技術を掲載しています。

1. 関連制度、総合対策
2. 自治体の方へ
3. イノシシ、シカ、サルの対策
4. 中型獣類（アライグマ、タヌキ等）の対策
5. 鳥類の対策
6. 人材育成
7. 先進技術
8. 過去のマニュアル

■ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

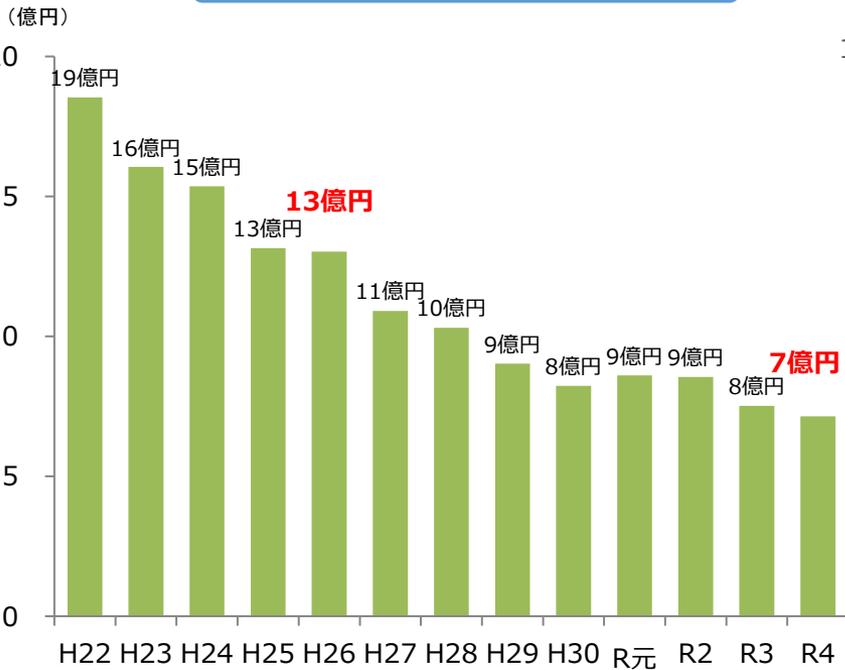
サルによる農作物被害の状況と今後の対策

- サルによる農作物被害の軽減に向け、平成26年4月に、環境省と農林水産省で、**サルの加害群^{※1}の数を令和5年度までに半減**させる目標を設定。
- 比較可能な14府県^{※2}の平成29年度及び令和4年度時点の特定計画等における**サルの加害群の数は微増**したが、追い払いや柵の設置等に加え、**加害性の高い群れ（加害レベル4及び5）の全頭捕獲**や**加害個体の捕獲**を進め、**農作物被害額は、平成26年度の13億円から令和4年度には7億円と約4割減少**。
- 今後は、**引き続き農作物被害の軽減を図る**ため、**加害性の高い群れ（加害レベル4以上）を優先的に減少**させる。

※1 サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要

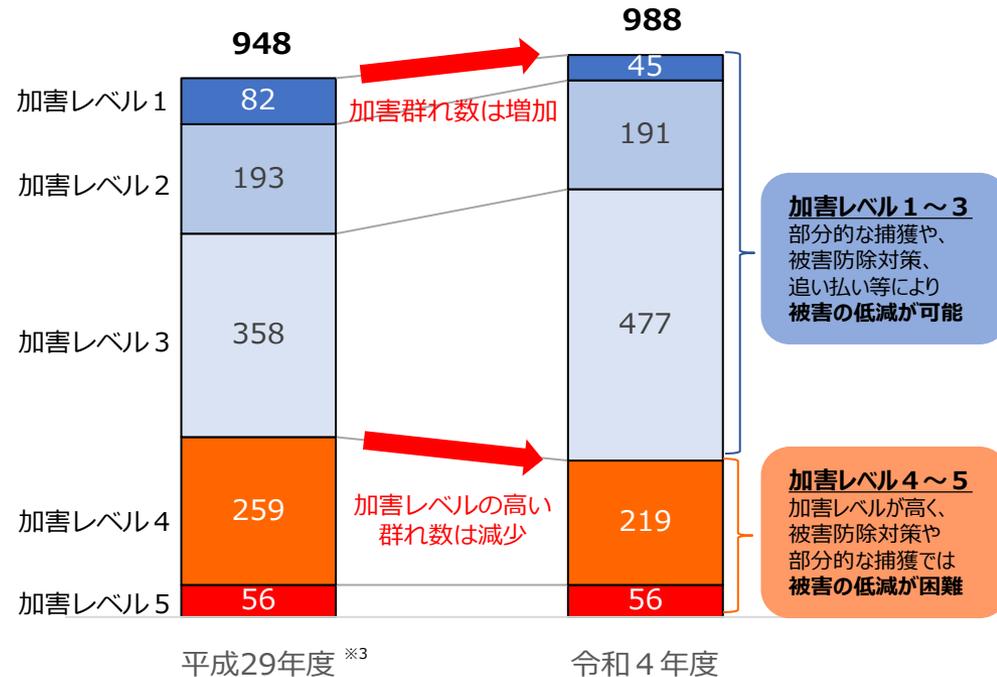
※2 青森、宮城、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島

サルによる農作物被害額の推移



【出典】農林水産省

サルの加害群れ数



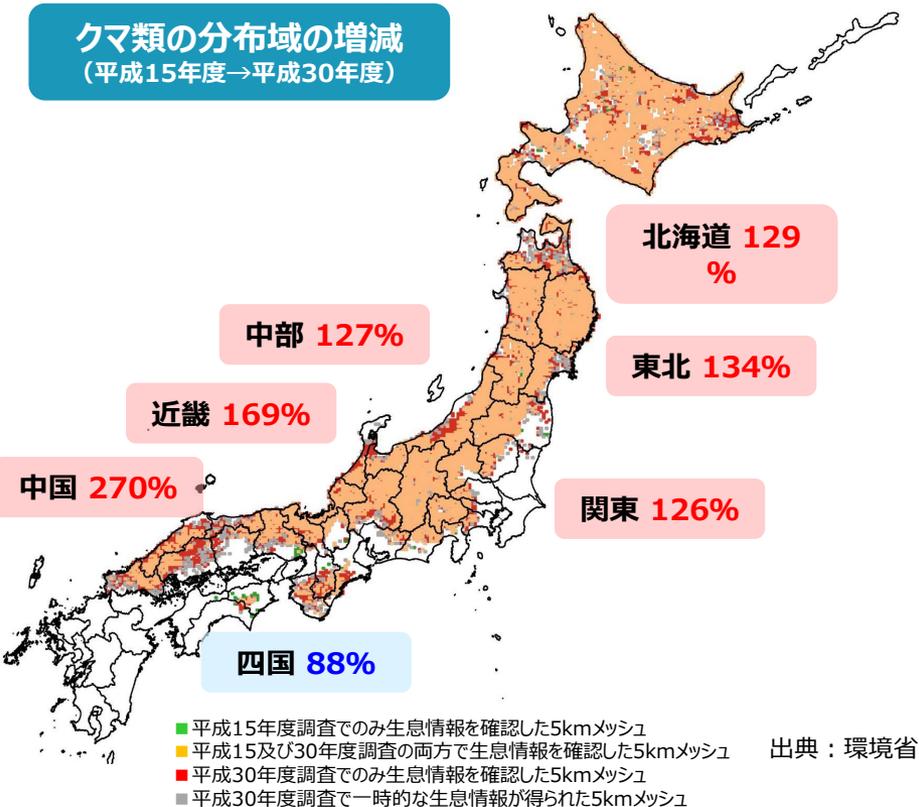
※3 兵庫は平成30年度の群れ数

【出典】環境省

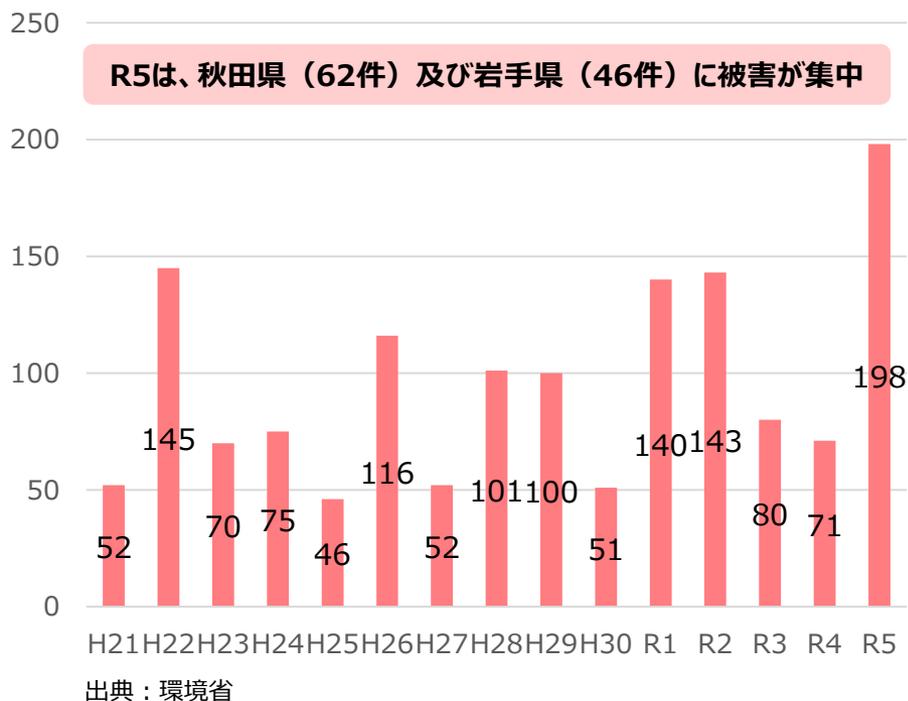
クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



クマ被害対策施策パッケージ

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住宅集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！

被害防止対策を効果的に実施するためには、地域ぐるみで、ほ場や集落を餌場としないこと、緩衝帯の設置により人と鳥獣のすみ分けを進めることなどに加え、獣種の生態に合わせた複合的な対策を一体的に実施することが重要です。

【緩衝帯等の整備】

- (1) 支援内容
 - ・緩衝帯の設置
 - ・放任果樹の除去
 - ・雑木林の刈り払い
 - ・鳥獣の追い払い
- (2) 補助率 **1 / 2 以内**
 (実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)
 ※大規模緩衝帯 (1ha以上) を整備する場合の上限単価：**48万円/ha**



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

【サル複合対策】

- (1) 支援内容
 生息調査を実施した上で、捕獲・追い払い・追い上げ・侵入防止・技術実証・生息環境管理のうちから2つの取組を選択し、それを実施するための経費
- (2) 補助率 **定額【限度額】**
 ※1市町村あたり**100万円以内**



GPS等による調査・追払い

【クマ複合対策】

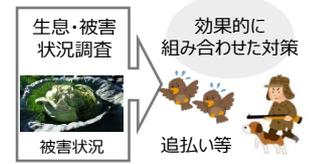
- (1) 支援内容
 生息調査、調査に基づくゾーニングと生息環境管理を含む地域ぐるみの総合的な対策の実施に係る経費
- (2) 補助率 **定額【限度額】**
 ※1市町村あたり取組数に応じ**100万円、又は200万円**



研修会の開催やICT機器による捕獲等

【鳥類複合対策】

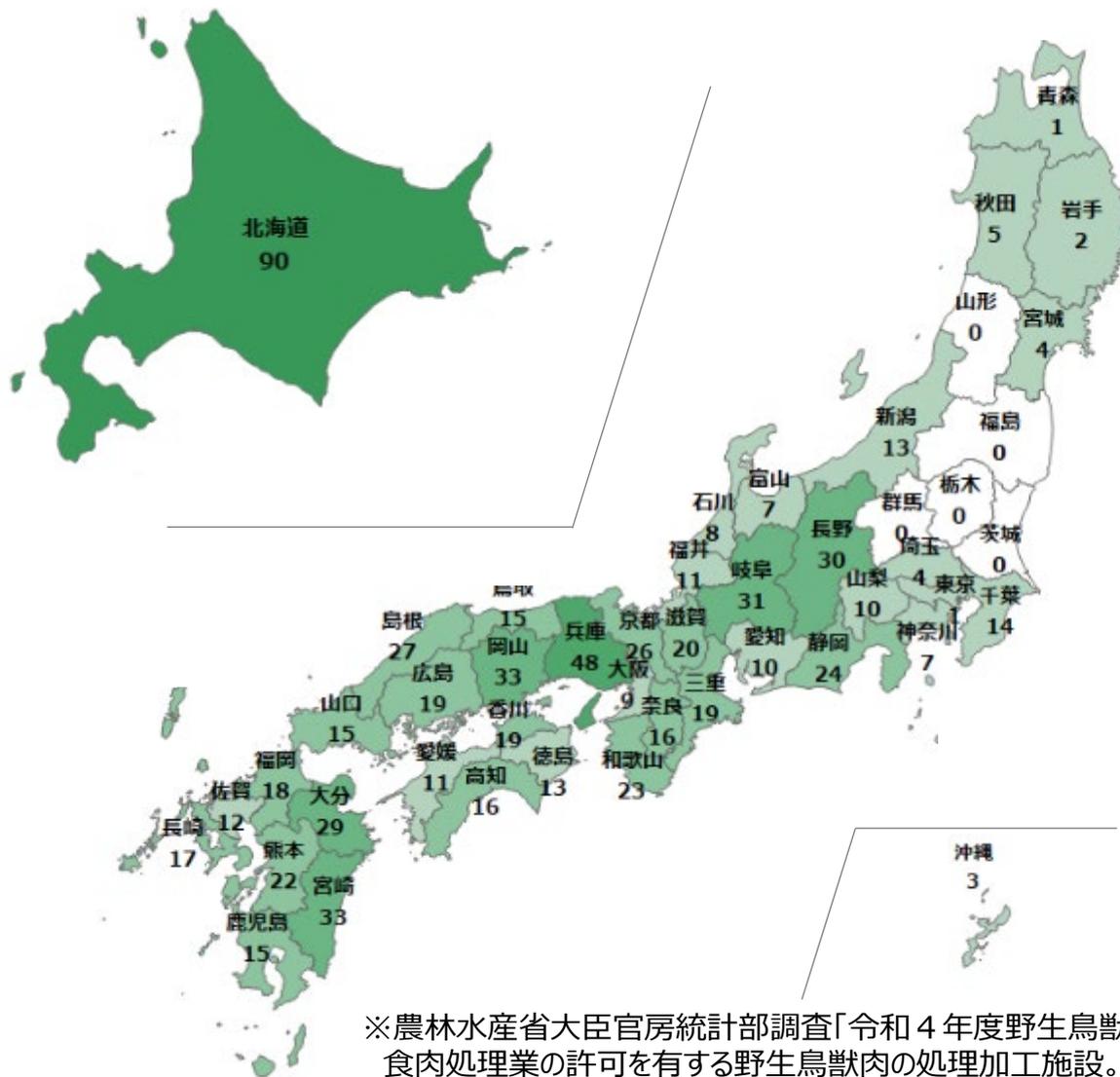
- (1) 支援内容
 - ① 専門家の知見に基づく生息・被害状況調査、地域が一体となった取組体制の構築
 - ② ①を踏まえた防除対策や捕獲対策等を効果的に組み合わせた対策
- (2) 補助率 **定額【限度額】**
 ※1市町村あたり**100万円以内**



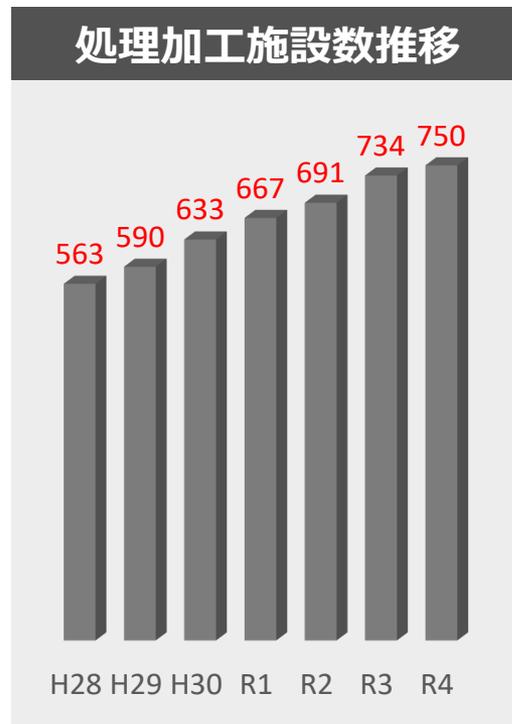
4 捕獲した鳥獣の食肉利活用

ジビエ処理加工施設の数・分布等

- 令和4年度に野生鳥獣の食肉処理を行った処理加工施設は全国で750施設。



全国 750施設



※農林水産省大臣官房統計部調査「令和4年度野生鳥獣資源利用実態調査」
食肉処理業の許可を有する野生鳥獣肉の処理加工施設。稼働休止中の施設は含まれない

<安全・安心なジビエの提供に向けて> 野生鳥獣肉の衛生管理

- 平成26年5月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加し、食用としての利活用が増加する見込みであり、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進。（平成26年5月22日参議院環境委員会附帯決議）
- 野生鳥獣肉の衛生管理について「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」において検討し、厚生労働省では、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を策定（平成26年11月）。
- 食品衛生法の改正（令和2年6月1日施行）により、野生鳥獣肉を処理する施設においてもHACCPによる衛生管理が義務付けられたため、ガイドラインを一部改正（令和2年5月28日）。
- 豚熱感染確認地域で捕獲された野生イノシシを食用として利用できる条件を追加したことから、ガイドラインを一部改正（令和3年4月1日）。
- 関係法令との整合を図るため、ガイドラインの用語等を一部改正（令和5年6月26日）。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）の項目

捕獲

- 食用とすることが可能な捕獲方法
- 捕獲しようとする野生鳥獣に関する異常の確認（家畜の生体検査に相当）
- 屋外で放血する場合の衛生管理
- 屋外で内臓摘出する場合の衛生管理、内臓の異常の有無の確認
- 捕獲者自身の体調管理及び野生鳥獣由来の感染症対策

運搬

- 具体的な運搬方法
- 捕獲者と食肉処理業者の連絡体制
- 捕獲個体の相互汚染防止
- 食肉処理業者に伝達すべき記録の内容

処理

- 捕獲者における衛生管理についての確認
- 食肉処理場の施設設備等
- 食肉処理業者が、解体前に当該野生鳥獣の異常の有無を確認する方法（家畜の解体前検査に相当）
- 食肉処理業者が解体後に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法（家畜の解体後検査に相当）
- 工程毎の衛生管理

加工、調理、販売

- 仕入れ先
- 記録の保存
- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌
- 野生鳥獣である旨の情報提供

消費

- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌

衛生管理の技術を有する捕獲者と野生鳥獣肉を取扱う事業者による適切な衛生管理

食品衛生法に基づく一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準（ソフト）
食品衛生法に基づく食肉処理業、飲食店営業、食肉販売業等の許可と施設基準（ハード）

ジビエハンター育成研修制度

- ジビエに適さないため、処理施設に受け入れられず、捨てられてしまう個体を減らすため、ハンターにジビエに適した捕獲方法等の知識を学ぶ研修を実施及び支援する仕組みである「ジビエハンター育成研修制度」を令和5年3月に制定。
- 地方公共団体、猟友会等と連携しながら、より多くのハンターに衛生管理の知識をつけてもらうことで、利用率向上を図る。

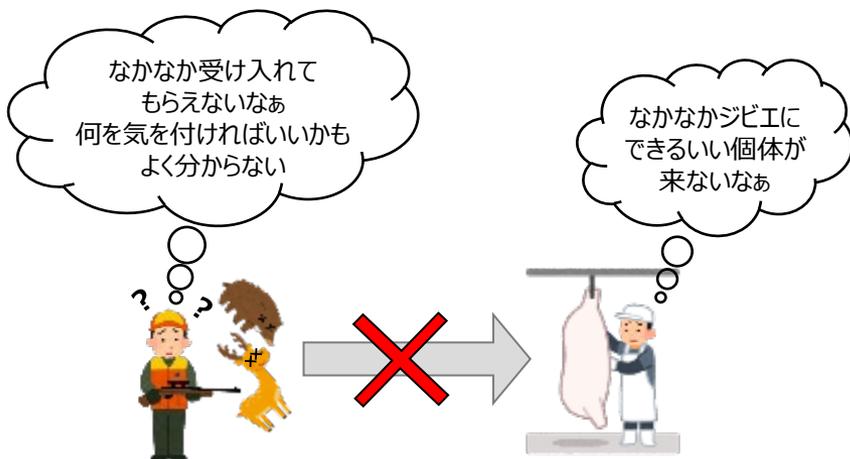
現状と課題

- ✓ 捕獲された個体が食用に適さないため、ジビエ処理施設に受け入れてもらえず、捨てられてしまう

(食用に適さない例)

- ・腹が撃たれている（胃内容物などが漏れ出し肉が汚染される）
- ・放血が適切に行われていない（肉質の低下）
- ・速やかにジビエ処理施設に搬入されていない（菌の増殖） など

- ✓ そのため、処理施設従事者だけでなく、衛生管理の知識を有する捕獲者（**ジビエハンター**）の育成が重要。



ジビエハンターの育成

ジビエハンター育成のための**研修制度**をR5年度から開始
(R3年度～試行)

Step 1 基礎研修

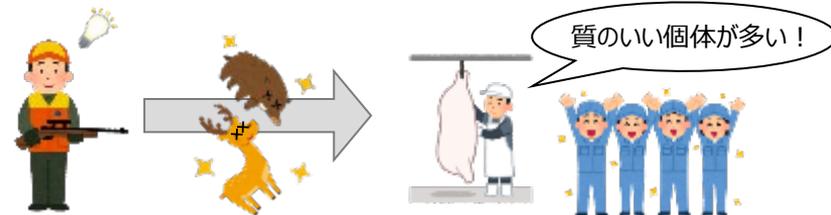
より多くのハンターに「ジビエには捕獲段階からの衛生管理が必要」と知ってもらうための研修

- ・猟友会の他研修と同時開催
- ・HP(下記リンク)に研修用動画を公開

Step 2 育成研修

ジビエに興味があるハンターをターゲットに、ジビエに必要な衛生管理の知識を学んでもらい、実際に獲る際に活かしてもらうための研修

- ・国が研修実施するとともに、地方公共団体などの実施をサポート
- ・国が作成したテキストを使用し、国が登録した講師による研修



ハンターにとっても多くの個体を施設に受け入れてもらえれば、収入増や埋設等の作業負担減につながる可能性がある。

研修内容、講師、実施機関等の詳細はこちら
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/gibier_hunter.html)



国産ジビエ認証制度

- ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。
- 本制度は、厚労省ガイドライン及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む食肉処理施設を認証。
- また、認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。
- 農林水産省が指定する国産ジビエ認証委員会が認証機関を審査・登録し、認証機関が食肉処理施設を審査・認証。

【制度のスキーム】

国産ジビエ認証委員会

目的：認証機関の審査・登録、制度の普及
委員構成：捕獲から処理加工、流通販売までの事業者・有識者等
(オブザーバー：厚生労働省、農林水産省)
認証部会：認証申請機関の事前審査を実施

申請 ↑ ↓ 審査登録 ↓ 監査、指導

【認証機関】民間団体等

(一社)日本ジビエ振興協会 (平成30年7月17日 登録)

申請 ↑ ↓ 書類審査 現地審査 ↓ 監査、指導
認証

【事業者】(食肉処理施設)

【認証マークの使用】

- 認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用許諾申請を行うことで、認証マークを使用することが可能。

ジビエ製品、ジビエ加工品、
販売促進資材に使用可能

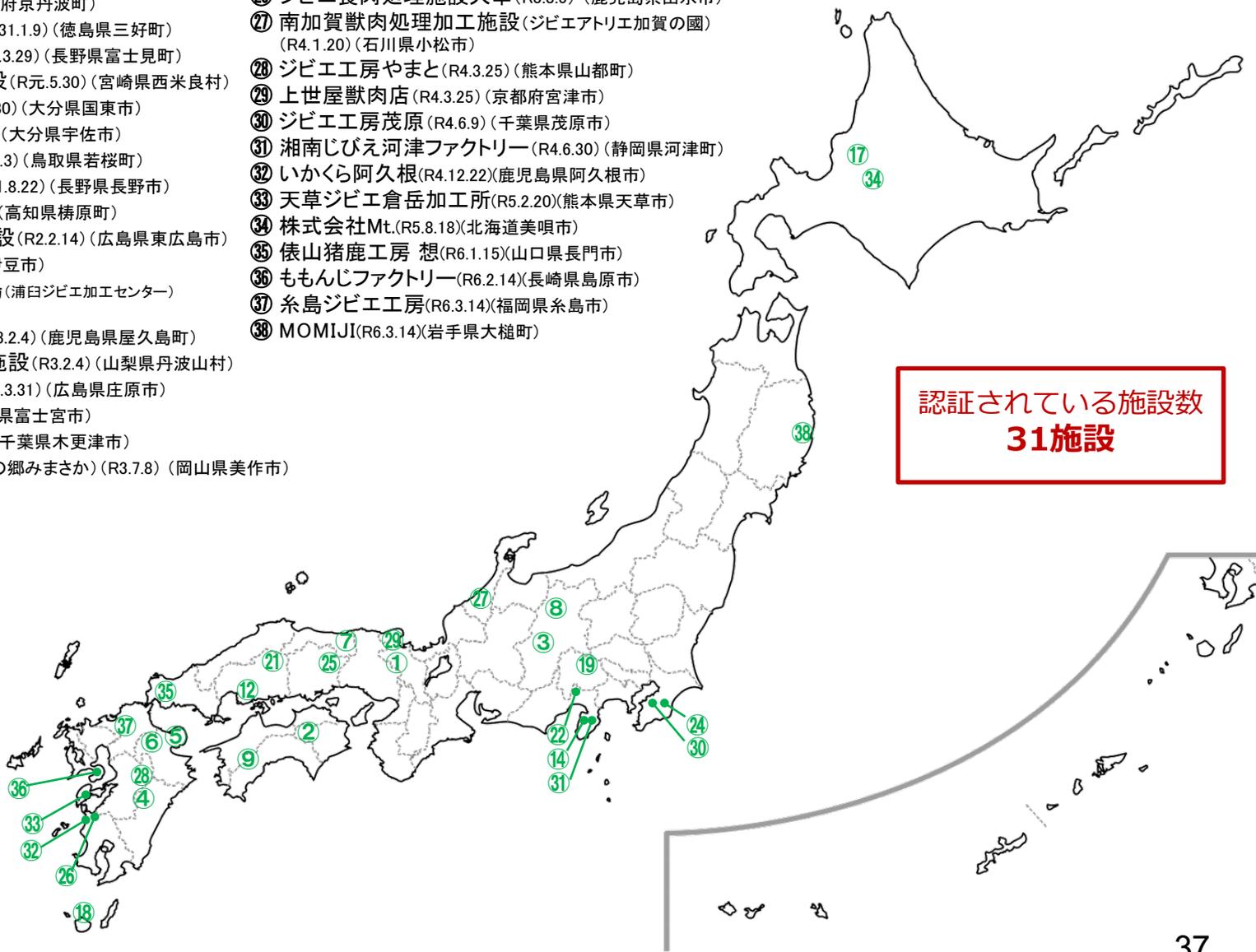


国産ジビエ
認証

国産ジビエ認証制度 認証施設一覧 (令和6年3月末現在)

【認証された食肉処理施設】 ※日付は認証日

- ① 京丹波自然工房(H30.9.7)(京都府京丹波町)
- ② 祖谷の地美栄(いやのじびえ)(H31.1.9)(徳島県三好町)
- ③ 信州富士見高原ファーム(H31.3.29)(長野県富士見町)
- ④ 西米良村ジビエ処理加工施設(R元.5.30)(宮崎県西米良村)
- ⑤ TAG-KNIGHT(タグナイト)(R1.5.30)(大分県国東市)
- ⑥ 宇佐ジビエファクトリー(R1.7.3)(大分県宇佐市)
- ⑦ わかさ29工房(にくこうぼう)(R1.7.3)(鳥取県若桜町)
- ⑧ 長野市ジビエ加工センター(R1.8.22)(長野県長野市)
- ⑨ ゆすはらジビエの里(R1.12.19)(高知県梶原町)
- ⑫ 東広島市有害獣処理加工施設(R2.2.14)(広島県東広島市)
- ⑭ イズシカ問屋(R2.3.30)(静岡県伊豆市)
- ⑰ 北海道シュヴルイユ浦臼工場(浦臼ジビエ加工センター)(R2.10.23)(北海道浦臼町)
- ⑱ 屋久島ジビエ加工センター(R3.2.4)(鹿児島県屋久島町)
- ⑲ 丹波山村ジビエ肉処理加工施設(R3.2.4)(山梨県丹波山村)
- ⑳ 庄原市有害鳥獣処理施設(R3.3.31)(広島県庄原市)
- ㉑ 朝霧高原ジビエ(R3.3.31)(静岡県富士宮市)
- ㉒ オーガニックブリッジ(R3.5.27)(千葉県木更津市)
- ㉓ 美作市獣肉処理施設(地美恵の郷みまさか)(R3.7.8)(岡山県美作市)
- ㉔ ジビエ食肉処理施設大幸(R3.8.5)(鹿児島県出水市)
- ㉕ 南加賀獣肉処理加工施設(ジビエアトリエ加賀の國)(R4.1.20)(石川県小松市)
- ㉖ ジビエ工房やまと(R4.3.25)(熊本県山都町)
- ㉗ 上世屋獣肉店(R4.3.25)(京都府宮津市)
- ㉘ ジビエ工房茂原(R4.6.9)(千葉県茂原市)
- ㉙ 湘南じびえ河津ファクトリー(R4.6.30)(静岡県河津町)
- ㉚ いかくら阿久根(R4.12.22)(鹿児島県阿久根市)
- ㉛ 天草ジビエ倉岳加工所(R5.2.20)(熊本県天草市)
- ㉜ 株式会社Mt.(R5.8.18)(北海道美唄市)
- ㉝ 依山猪鹿工房 想(R6.1.15)(山口県長門市)
- ㉞ ももんじファクトリー(R6.2.14)(長崎県島原市)
- ㉟ 糸島ジビエ工房(R6.3.14)(福岡県糸島市)
- ㊱ MOMIJI(R6.3.14)(岩手県大槌町)



認証されている施設数
31施設

鳥獣被害防止総合対策交付金の主な内容（ジビエ関係）

ソフト事業

補助率：
限度額内で
定額支援等

事業実施主体：
・地域協議会
・コンソーシアム
（処理加工施設の
運営者、市町村
及び民間事業者
の参画が要件）

- 処理加工施設の衛生管理向上や販路拡大、ペットフード商品の開発に取り組みたい。
→ 国産ジビエ認証取得や商談会への出展、ジビエペットフード商品の開発等を支援！（※1）
- 処理加工施設の新たな担い手を育成するため、新規従業員の処理加工技術等の人材育成を実施したい。
→ 処理加工現場で行うOJT研修を支援！（※2）
- ICTを活用して、捕獲情報や処理加工施設における在庫管理などの情報管理を効率化したい。
→ 在庫管理などの情報管理を効率化するICTシステムの導入を支援！（※3）
- 効率よくジビエに適したシカやイノシシを捕獲したい。
→ ICTを活用した罠や、大型囲い罠の導入による捕獲の効率化を支援！（※4）
- 捕獲後の品質の劣化を少しでも減らしたい
→ ジビーカー（解体機能を有する車両）のリース導入を支援（※5）

- ※1「ジビエ等の利用拡大に向けた取組」は、1市町村あたり300万円以内を限度額として定額交付。
ただし、衛生管理認証の新規取得に要する経費は1施設あたり35万円以内を限度額として定額交付。
- ※2「処理加工施設の人材育成」は、1施設あたり192万円以内（1ヶ月の上限16万円）を限度額として定額交付。
- ※3「ICTの活用による情報管理の効率化」は、1市町村あたり350万円以内を限度額として定額交付。
- ※4 ICT罠の導入は「ICT等新技術の活用」を活用し、1市町村あたり200万円以内を限度額として定額交付。
大型囲いわなを導入する資材費は、「誘導捕獲柵わな導入」の1㎡あたり31千円を限度額として定額交付。
- ※5 1台当たり1,500万円以内を上限額としてリース物件購入価格（税抜）の1/2以内を交付。



ハード事業

補助率：
1/2以内等

事業実施主体：
・地域協議会
・コンソーシアム
・協議会構成員

- 処理頭数増加と品質確保の両立を図りたい。
→ 処理加工施設（ジビーカー含む）の整備や、搬入促進施設（ジビエジュニア、保冷車）、保冷库や金属探知機、加工製造設備、ペットフード製造機器等の導入を支援！
- これまでジビエ利用してこなかったが、新たに取り組みたい。
→ 通常の施設整備に加え、ジビエ利用のトライアル施設として簡易処理施設等の整備を優先的に支援！
- 安定的に品質の良いジビエを供給したい。
→ 処理加工施設に附帯する一時飼養施設（※）等を支援！
※出荷調整等のために必要な最小の規模に限る。
- 解体残さの処理に困っている。
→ 減容化施設や焼却施設の導入を支援！



5 取組事例

被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施(静岡県伊豆市)

農林産物被害の拡大(シカやイノシシの生息数が増加し生息区域も拡大)

奥山だけでなく里山・農地・人家まで

被害状況の把握(市内農業者約1,400人に対し毎年被害状況調査を実施)

特産品のワサビ・シイタケなども甚大な被害

被害発生防止の取組

1 防護柵の設置



防護柵設置に対する補助
(市単)ワイヤーメッシュ柵、電気柵等
H21～R2 計 266km
(国庫)ワイヤーメッシュ柵
H25～R2 計9km

個別の対応では未設置ほ場への被害拡大が発生するため、広域的な設置を推進

ハード・ソフト
の両面から対策を推進

農業者が自分の農地を自分で守る意識付けや、正しい被害対策の知識を普及
市が防護柵の適切な設置・維持管理を指導

2 被害防除指導の実施 被害集落での研修会の開催



各地域の指導者・リーダーとなる人材を育成

Point
市職員が直接現場作業に関わり、多くの経験をすることで、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要。行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイント

捕獲・利活用・処理の取組

成果

1 捕獲の推進

令和2年度にシカ・イノシシ合計約6,000頭を捕獲

- 捕獲者の高齢化・猟友会のボランティア精神に頼った構造
⇒ 狩猟免許所持者による「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」の結成(H20～)
- 後継者の不足
⇒ わな免許取得費用の補助や初心者向け技術講習会を市が開催(H27～)
- ⇒ 労力削減のため、ICTやIoTなどを活用したわなを導入(H29～)

成果

2 処理から利活用へ

- 命をいただいた動物の最大限有効利用
- 捕獲者の負担軽減

○ これまでの多くが埋設処理

⇒ 利活用の推進

★食肉加工施設「イズシカ問屋」の設置
(H22鳥獣被害防止総合対策交付金)



- ジビエを市の新たな特産品に
- 個体買取による捕獲者の負担軽減・意欲増進

成果

3 食肉処理ができない 個体等の処理対策

- 捕獲推進に伴い搬入頭数も増加
→ 食肉受入頭数の限界
- 利活用できない個体の処理

★減容化施設の設置
(H29鳥獣被害防止総合対策交付金)



被害防止から利活用・処理まで総合的な対策を実施(静岡県伊豆市)

きっかけ
農林産物被害の拡大
森林や自然環境の破壊
 シカやイノシシの生息数・生息域が拡大

被害状況の把握

- 市内農業者約1,400人に対し毎年被害状況調査を実施
- 被害情報などをもとに、捕獲や被害防止対策を実施

捕獲対策① 伊豆市有害鳥獣捕獲隊の結成(H20～)

- 捕獲者の高齢化や猟友会のボランティア精神に頼った構造からの脱却を図るために、市内外の狩猟免許所持者で結成
- 6班226人体制で有害捕獲を実施。市で報奨金を支払い
- H29からは選抜メンバー約50人と市職員5人で実施隊を設置
- 実施隊は、ゴルフ場や別荘地など捕獲がしづらい場所での対応等に従事

被害防止対策の実施(H21～)

- 防護柵の設置支援
 - ・個別に対応していると未設置ほ場に被害が発生するため、広域的な設置を推進
 - ・柵の設置後も不備があると再び侵入されることから見回りや点検等も市が農業者に指導
- 被害防止のための研修会等の開催
 - ・以下の対策手順を農業者に理解してもらうことから始めた
 - ①みんなで勉強する
 - ②守れる集落、守れる農地に環境改善
 - ③柵で守る、追い払う ④捕獲する
 - ・市が同時に作成した対策の手引き配布



捕獲個体の埋葬処理が捕獲者に負担

捕獲対策② イズシカ問屋の設置(H23～)

- 捕獲個体の利活用を推進するため、「イズシカ問屋」を設置
- 個体買取により捕獲者の負担を軽減し、捕獲意欲を促進
- ジビエが市の新たな特産品に



取組のポイント

- 市職員が自ら様々な現場作業に携わり、多くの経験をする中で、現場で起きていることを知り、何が大変かを学ぶことが重要
- 行政任せになることが多い中で、少しでもやる気になっている方をいかに支援するかがポイント

捕獲対策④ 減容化施設の導入(H30～)

- 頭数制限や個体の状態などの理由によりジビエの利活用が困難な個体の処理のため、微生物により個体を分解する減容化施設を導入



捕獲対策③ 後継者不足対策(H27～)

- わな免許取得費用の補助や初心者向け講習会の開催(H27～)
- 労力削減のため、ICTやIoT技術を活用したわなを導入(H27～)

今後の課題

- 被害防止対策の指導者となる人材を増やし、住民と農業者に対して、自分の土地を自分で守ることの意識づけや、正しい知識の習得などを更に推進させること

材料費1,500円程度で製作可能な自作くりわなの普及も推進

実施隊、わな部隊、集落、町による地域ぐるみの被害対策（茨城県大子町）

- 捕獲の担い手の高齢化とイノシシ生息数の急激な増加で捕獲活動の負担軽減が急務となり、狩猟者確保と地域ぐるみの対策を推進
- 集落において、専門家による集落環境診断を実施し、被害状況、対策及び課題を情報共有
- 町単予算でわな猟免許取得費用助成し、後継者を確保
- 実施隊・わな部隊を対象とした講習会による捕獲技術のスキルアップ

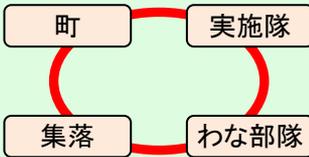
取組内容

- 町、実施隊、わな部隊、集落で情報共有し地域ぐるみで被害防止対策推進
集落の耕作放棄地に実施隊員考案の簡易な囲いわなを設置

○ 集落環境診断



○ 耕作放棄地に囲いわなを設置



- わな部隊員の捕獲技術向上と安全対策の講習会を実施
囲いわなの見回り、維持管理を集落で行い、農作物残渣を餌に利用

○ 捕獲技術講習会



○ 侵入防止柵設置研修



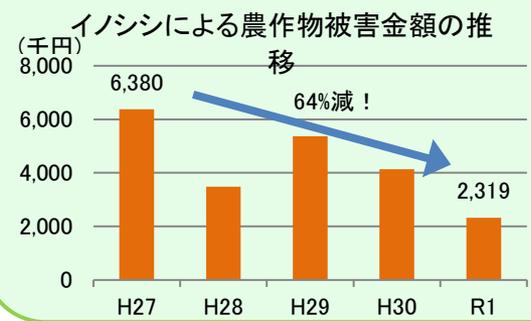
○ 囲いわなで捕獲されたイノシシ



- わな猟狩猟免許の取得費用の助成を継続して実施
実施隊員の後継者確保へ

成果

- 地域ぐるみの取組により、鳥獣被害防止対策への意識が向上
- 実施隊員の捕獲活動負担軽減
- 耕作放棄地と農作物残渣の有効利用
- わな猟免許の新規取得者を一定数確保



今後

- 集落環境診断と捕獲技術講習会を継続して実施し、町内各地にモデル地区を設置

実施隊、わな部隊、集落、町による地域ぐるみの被害対策(茨城県大子町)

きっかけ・背景

- 実施隊員、わな部隊員の高齢化とイノシシの生息数の急増により、捕獲活動の負担軽減が必要

課題

- 地域ぐるみの被害防止対策を実施するには、町、実施隊、わな部隊、集落による被害の状況、対策、課題の情報共有が必要

Step1 専門家依頼 (R2~)

- 専門家による集落環境診断を実施
- 実施隊、わな部隊の捕獲技術講習会を実施
- 町単予算でわな免許取得費用を助成

Step2 被害の情報共有 (R2~)

- 2地区を選定し、集落の被害状況調査と被害防止対策の点検を実施
- 点検結果を町、実施隊、わな部隊、集落で共有

Step3 囲いわな設置と役割分担 (R2~)

- 集落の耕作放棄地を利用して、簡易な囲いわなを町、実施隊、わな部隊、集落で設置、餌は農作物残渣を有効利用
- 見回り、維持管理は集落、捕獲は実施隊、費用負担は町と役割分担を明確化
- わな免許取得費用の助成等により、実施隊員の後継者確保を継続

大子町鳥獣対策実施隊の特徴

- ・本隊(猟友会主体)とわな部隊(農業者主体)で構成
- ・本隊による従来の捕獲活動とわな部隊による農地自衛の捕獲活動
- ・本隊がわな部隊の捕獲をサポート(助言、止め刺し等)
- ・わな免許取得費用助成による担い手確保捕獲技術講習会を実施し、技術向上

わな免許取得者の増加 イノシシ捕獲頭数の増加

わな免許取得者の推移

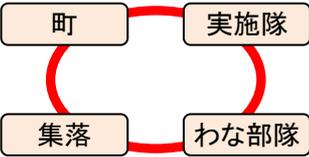
年度	人数	備考
H27	97人	わな部隊新設
H28	7人	
H29	7人	
H30	6人	
R1	3人	
R2	5人	
計	125人	
引退	17人	
R3.4.1現在	108人	

イノシシ捕獲実績(頭)

年度	有害捕獲	狩猟捕獲	合計
H27	505	617	1,122
H28	580	945	1,525
H29	528	775	1,303
H30	523	831	1,354
R1	752	1,100	1,852
R2	685	1,050	1,735

地域ぐるみの被害対策

- ・専門家による集落環境診断を実施
- ・集落の被害状況と対策の点検を実施し、町、実施隊、わな部隊、集落で情報共有
- ・集落の耕作放棄地に簡易な囲いわなを設置
- ・町、実施隊、わな部隊、集落の役割分担を明確化



取組の特色

- 専門家による集落環境診断で地域の被害防止対策意識の向上を図り、町全体への波及が目標
- 集落の耕作放棄地を活用した囲いわなの設置を通じて、被害対策の役割分担を明確化
- 実施隊、わな部隊の捕獲技術向上により、捕獲を効率化

取組による成果・効果

- 集落環境診断を実施した2地区は、被害防止活動の意識向上につながり、継続した診断と対策を要望
- 他の地域でも集落環境診断の実施と囲いわな設置を要望
- 年間のイノシシ捕獲数が増加

耕作者と普及指導員によるICT技術を活用した鳥獣害対策(奈良県五條市)

- 耕作者と普及指導員が協力し、集落ぐるみの鳥獣被害対策を実施
- 侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を実施。被害状況マップを作成し、その情報を共有
- 被害箇所では、センサーカメラにより侵入経路を特定し、柵の補修や箱わなの設置等を実施

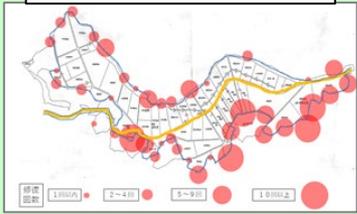
取組内容

- 普及指導員が耕作者に対して、学習会や現地指導を行い、柿団地において集落ぐるみの鳥獣害対策を実施
- 柿団地に整備した侵入防止柵の維持管理のため、集落一斉点検を行い、被害状況マップを作成して情報を共有

柵の集落一斉点検の様子



作成した被害状況マップ



センサーカメラの設置



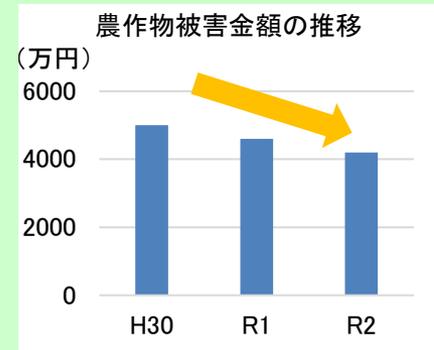
- 被害箇所には、センサーカメラを設置して、侵入経路を特定し、柵の補修や周辺の除草活動を実施
- 特定された侵入経路を中心に、柵の周辺に箱わなを設置

成果

- 地域ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止の意識が高揚



- 農作物の被害面積が約2割減少



耕作者と普及指導員によるICT技術を活用した鳥獣害対策(奈良県五條市)

きっかけ・背景

- 鳥獣被害防止総合対策事業交付金で平成26～29年に柿団地全体に柵を設置
- 柵の強度が弱い場所などから獣が侵入し農作物被害が発生



課題

- 柵を整備したものの農作物被害が発生し、耕作意欲が減退

Step1 現状把握

- 耕作者、普及指導員で、柵の一斉点検等を実施
- 獣の侵入箇所を特定した被害状況マップを作成

Step2 補修・環境整備

- 被害状況マップを参考に、センサーカメラを設置して侵入経路を特定し、柵の補修活動を実施
- 柵周辺等の草刈りを行い、環境整備を実施



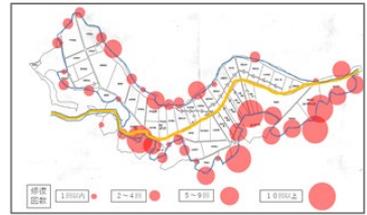
現地確認
(集落点検・改善)

改善状況の確認・話し合い
(被害状況確認)

耕作者と普及指導員の鳥獣被害対策

被害の原因・課題の整理
(被害マップ作成・学習会)

被害対策の実施
(生息環境管理、柵設置・補修、捕獲)



Step3 捕獲

- 特定された侵入経路を中心に箱わなを設置
- その後もセンサーカメラを設置し、箱わなや柵の周辺を監視



取組の特色

- 耕作者と普及指導員が連携し、集落ぐるみで鳥獣被害対策を実施
- センサーカメラを使用することで、鳥獣被害を動画で確認でき、侵入経路の特定が容易になり、耕作者の鳥獣被害防止の意識啓発を促進

取組による成果・効果

- 対策前と比較して農作物被害が約2割減少
- 耕作者が主体となった地域ぐるみの取組により、地域全体の鳥獣被害防止の意識が高揚。その結果、わなの見回りなどをサポートする捕獲サポート隊の設置を促進
- 被害状況マップやセンサーカメラを活用し、鳥獣被害を見る化することで、柵の補修、環境整備等の大切さを認識

農作物被害金額の推移

年度	被害金額 (万円)
H30	5000
R1	4500
R2	4000

6 野生イノシシにおける豚熱対策

豚熱(CSF)とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年9月1日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

アフリカ豚熱 (ASF) とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） ※人には感染しない
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの19か国・地域で発生（令和6年2月29日時点）。
※ 日本未発生。
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
※ ワクチン、治療法はない



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria Veterinaria, Spain）

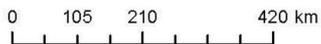
野生イノシシサーベイランス検査状況(令和6年4月24日時点)

豚熱感染野生イノシシ発見地点(直近1ヵ月:令和6年4月24日時点)
※緯度・経度情報がないものについてはプロットしていません

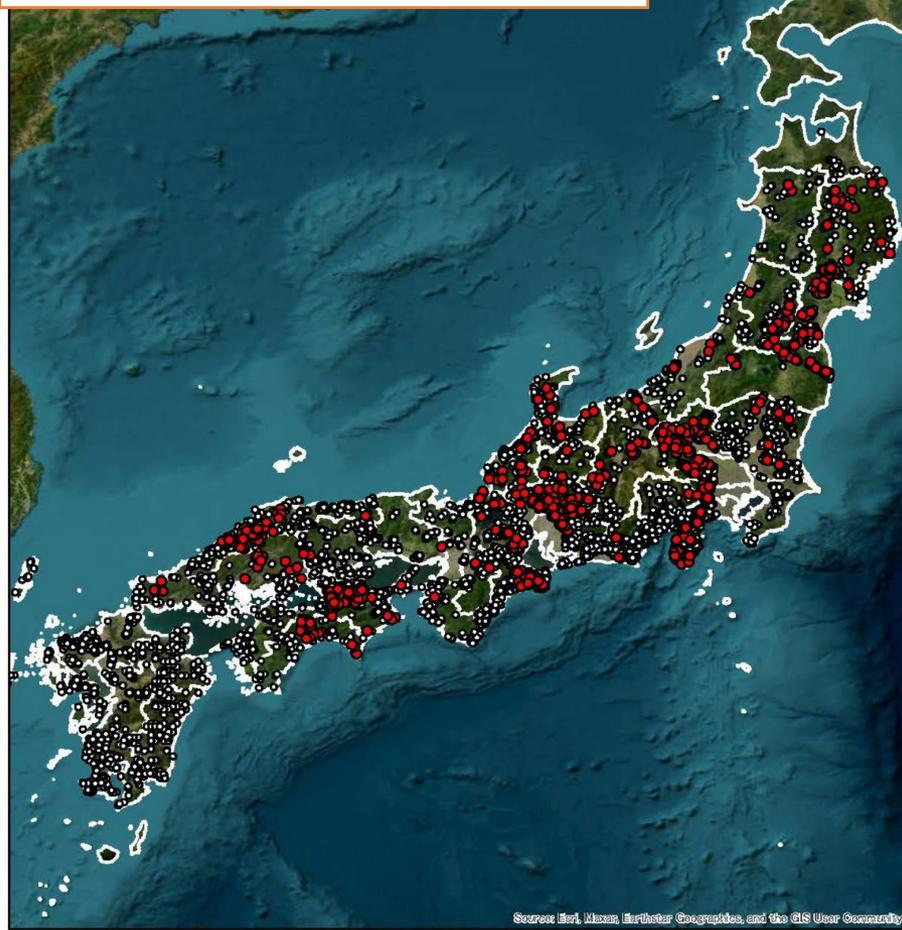


PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性

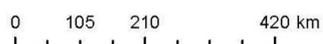


豚熱感染野生イノシシ発見地点(直近6ヵ月:令和6年4月24日時点)
※緯度・経度情報がないものについてはプロットしていません



PCR検査

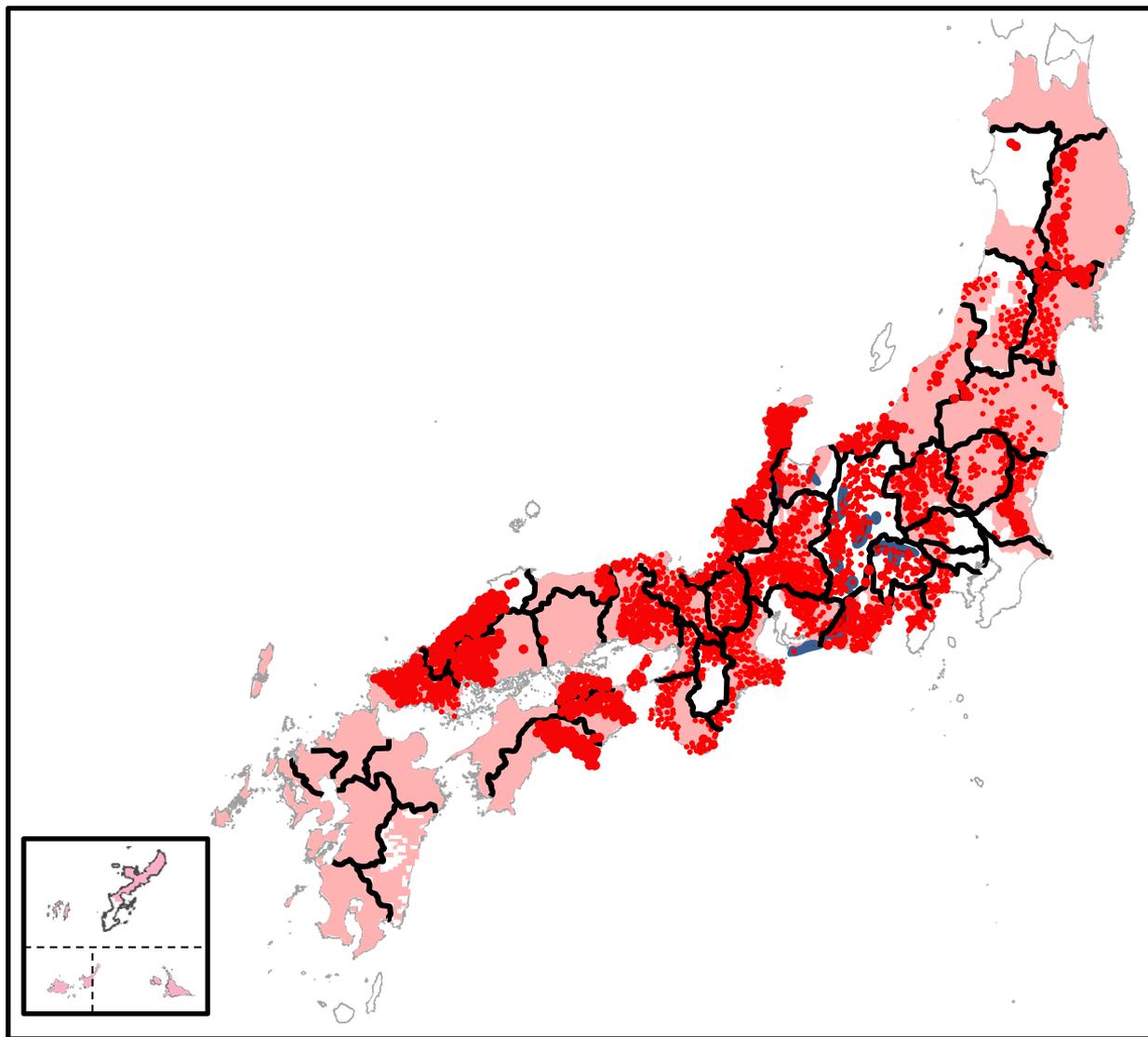
- PCR陽性
- PCR陰性



野生イノシシに対する豚熱の検査情報: https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html

現在の豚熱に係る捕獲重点エリアの設定概要 (令和6年3月1日時点)

- 豚熱陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県等の46都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動制限に重要な地域を捕獲重点エリアに設定。



-  捕獲重点エリア
-  捕獲重点エリアのうち各県で特に重視する地域（「防衛ライン」等）
-  野生イノシシ陽性地点（一部略）

※ 捕獲重点エリア設定都府県（46都府県）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

山林に立ち入る皆さまへ

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。



野生いのししの間で豚熱という病気が広がっています。人間に感染することはありません、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。

買ガール
イラスト：嵐山のびろろ
©Nobuhiro Miyayama

ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

1

ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。

2

いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。

3

家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。

4

いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。



農水省 HP

<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/douei/csf/consumer.html>



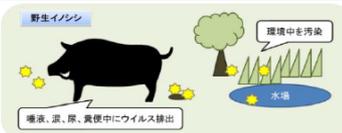
狩猟者のみなさまへ

～豚熱対策のお願い～

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性があるので、**狩猟にも大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」・「ある地域では**早期の清浄化**」のために！
- ・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

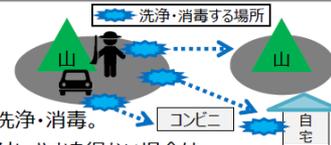
- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など)を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



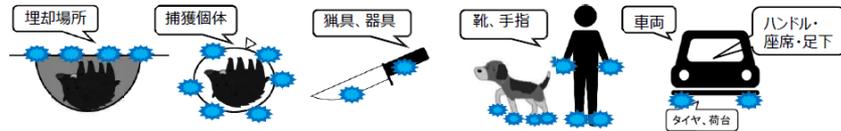
感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。)
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋**、**衛生的な着衣**(レインコート、防護服等)を使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につみ衛生的に処理**するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。



消毒のポイント(場所、ものなど)



洗浄・消毒の方法

- **靴の裏、タイヤ周り**
→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。
(ウイルスは肉や血液だけでなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。)
- **器具(ナイフなど)**
→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- **消毒方法**
→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。
※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。



※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。
※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。